

# 高槻市 業務継続計画 (BCP)

令和 7 年 1 月修正

(平成 29 年 1 月策定、令和 2 年 3 月修正)





# 本編 目次

はじめに	1
第1章 総則	2
1 計画の目的	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の方針	5
4 業務継続計画の発動基準	5
第2章 対象組織と動員体制	6
1 対象組織	6
2 動員体制	7
(1) 配備基準	7
(2) 配備体制の概要と配備場所	8
第3章 想定地震と被害想定	9
1 想定地震	9
2 被害想定	9
(1) シナリオ1(平成30年大阪府北部地震)	9
(2) シナリオ2(有馬高槻断層帯地震)	11
(3) シナリオ3(南海トラフ地震)	13
第4章 非常時優先業務の選定	15
1 選定対象業務と選定基準	15
2 業務開始目標時期及び業務終了見込時期の設定	16
3 休止業務について	16
4 選定結果及び必要人数	16
第5章 必要資源の確保	25
1 職員の確保	25
(1) 職員参集予測等の考え方	25
(2) 職員参集予測について	25
(3) 非常時優先業務の必要人数と配置予定人数の比較	31
2 庁舎等の確保	34
第6章 業務継続の課題と対策	39
1 職員の確保等に関する課題と対策	39
(1) 職員の確保	39
(2) 指揮命令系統の確立	41
2 庁舎等の確保に関する課題と対策	42
(1) 庁舎等	42
(2) 電力等	43
(3) 電話・通信等	44
(4) 防災行政無線	45

(5)情報システム	45
(6)執務環境	46
(7)トイレ	46
(8)食料・飲料水	46
(9)公用車等	47
3 業務継続における対策のまとめ	48
第7章 業務継続体制の向上	51
1 PDCA サイクルによる業務継続体制の向上	51
2 計画の推進体制	52

<資料編>

- ・応急業務一覧
- ・非常時優先業務選定結果
- ・職員参集予測と必要人数
- ・被災シナリオ

## はじめに

大規模地震等の災害が発生した場合、被災市町村は災害応急対策等の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時においても継続又は早期に再開すべき優先度の高い通常業務を抱えている。しかしながら、行政自身も被災し、職員や庁舎・設備等において、様々な制約を伴う状況下となることが想定される。被災市町村は迅速に災害応急業務を実施することに加え、出来る限り早期に被災者支援や災害復旧・復興対策を開始できるよう、体制の確保が求められる。

本市では、市域で最大震度7の地震となる有馬・高槻断層帯地震の発生が想定されている。最大被害となる当該地震を想定して、平成28年1月に「高槻市業務継続計画(BCP)」(以下「業務継続計画」という。)を策定した。計画策定後は所属長研修や職場研修による職員への周知に加え、計画の実効性確保や検証等を目的とした図上訓練を実施するなど、大規模地震への備えを進めてきた。しかしながら、本市が震源地となった平成30年6月の大阪府北部地震においては、業務継続計画が最大被害を想定していたため、大阪府北部地震のような震度6弱クラスの災害規模に対して十分な想定が出来ておらず、様々な課題が浮き彫りとなった。加えて、人的支援の要請や受入れ等を盛り込んだ受援計画が未策定であったため、派遣された応援職員の受入れや、迅速かつ適切な応援要請についても課題となった。

これらの課題や教訓を踏まえ、最大被害となる有馬・高槻断層帯地震に加え、大阪府北部地震レベルを新たな被害想定シナリオとして追加し、令和2年3月に業務継続計画を修正するとともに、関連計画として新たに「高槻市受援計画」(以下「受援計画」という。)を策定し、大規模地震等発生時の業務継続体制や受援体制の向上を図ったところである。

今回の修正では、令和6年8月に南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されるなど、発生の切迫性が高まっている南海トラフ地震を新たに被害想定シナリオとして追加する。南海トラフ地震は、被害が広域化することが見込まれ、本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているものの、地震発生時の重点受援県(10県)に該当しておらず、他自治体等からの応援職員の派遣が発災から一定期間見込めない可能性が高いことから、本市職員のみでの対応を前提とした。

また、内閣府が「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」を令和3年6月に、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を令和5年5月に改定したことや、令和6年1月に発生した能登半島地震を中央防災会議の検討ワーキンググループが検証した「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」も踏まえ、大規模地震等発生時における業務継続体制・受援体制の確保を図るため業務継続計画と受援計画を修正する。

## 第1章 総則

### 1 計画の目的

大規模地震等発生時には、平常時の通常業務に加え災害応急業務を実施しなければならない。しかしながら行政自身も被災し、職員や施設、設備等において様々な制約を伴う状況下となることが想定される。

そこで、災害応急業務や通常業務のうち、災害時に実施すべき業務を「非常時優先業務(第4章非常時優先業務の選定参照)」として選定する。また、それらの開始目標時期等を定め、円滑かつ適切に実施することで、発災直後の業務立ち上げ時間を短縮し業務レベルを向上させることや、庁舎・設備等における必要資源の現状を把握するとともに課題と対策を整理し、被害を最小限に抑えるなど、業務継続体制の構築を目的として業務継続計画を策定する。

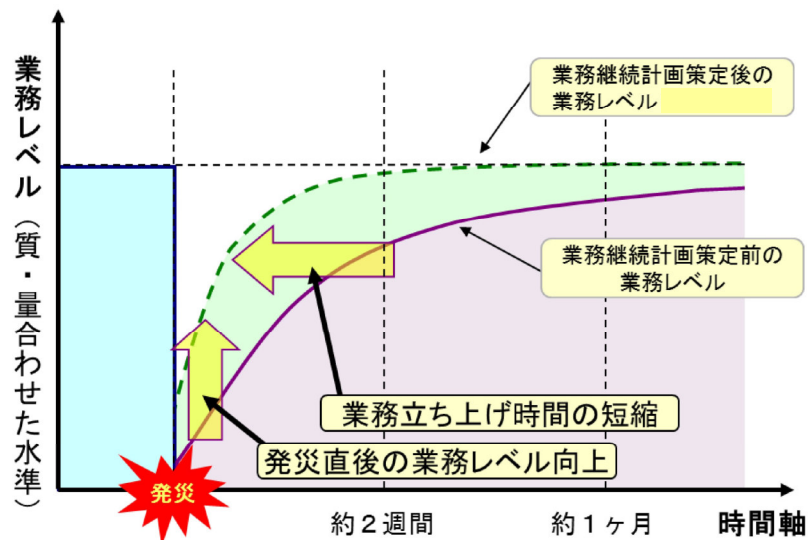


図 1-1-1 業務継続計画の実践に伴う効果の模式図

出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（令和5年5月、内閣府）

## 2 計画の位置付け

国の防災基本計画に基づく高槻市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)第2編第1章第1節第9「1 市の業務継続計画の運用」において次のように定めている。

南海トラフ地震、有馬高槻断層帯地震等の大規模地震や、大阪府北部地震等と同レベルの中規模地震が発生した場合、市庁舎(建物・ライフライン等)や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、市は、業務継続計画(BCP)に基づき、業務継続体制の向上を図る。

これらを踏まえ、本計画は、地域防災計画を上位計画とし、災害応急対策実施要領や災害対策本部の各対策部(G)マニュアル及び業務継続計画と整合を図る。



図1-2-1 計画の位置付け

また、本計画は、地域防災計画を踏まえながら、行政の被災についても考慮の上、大規模地震等発生時に本市が実施すべき業務を選定すること、被災による市の人的・物的資源の制約について分析を行うことにより、大規模地震等発生時の本市の課題及び対策を検討し、本市の実質的な災害対応力の向上を図るための計画である。

表 1-2-1 地域防災計画と業務継続計画の比較

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	防災活動の総合的かつ効果的な実施を図るため、本市及び関係機関が処理すべき事務又は大綱を定めるための計画	行政の被災について考慮の上、大規模地震等発生時に本市が実施する業務の選定や大規模地震等発生時の課題・対策を検討することにより、本市の実質的な災害対応力の向上を図るための計画
行政の被災	想定していない	職員、庁舎、電力、情報システム、通信等の資源の被災を想定し、利用できる資源に制約があることを前提に計画を策定
対象業務	災害への備えである「災害予防対策」と災害に伴い発生する「災害応急・復旧対策」を対象とする	大規模地震等発生時に実施すべき「非常時優先業務」を対象とする
業務開始目標時期	定めていない	非常時優先業務ごとに業務開始目標時期等を定める



### 3 計画の方針

---

大規模地震等の発生時においても、本市の責務を遂行するため、以下の3つの基本方針を掲げるものとする。

**(1) 大規模地震等から市民の生命、身体及び財産を最優先で守ること**

- ▶ 市民の生命、身体及び財産に関わる非常時優先業務については、最優先で実施する。

**(2) 市民生活への支障を最小限にとどめるよう努めること**

- ▶ 災害による市民生活への支障を最小限にとどめるよう、あらかじめ定めた優先順位に従い、非常時優先業務を業務開始目標時期までに実施する。
- ▶ 非常時優先業務以外の業務は、積極的に休止する。

**(3) 全庁的な協力体制のもと、業務継続のために必要な資源を確保し、最大限有効活用すること**

- ▶ 被災により様々な制約を伴う状況下にあっても、全庁的な協力体制のもと、非常時優先業務を実施するために必要な資源を確保し、適切な配分を行うとともに、最大限有効に活用する。

### 4 業務継続計画の発動基準

---

本計画における業務継続体制の発動基準は、災害対策本部が設置され配備体制が第2次防災体制となった場合を基本とし、地震の種別や被害状況に合わせて適用するシナリオを決定する。ただし、災害状況によって、一部業務で業務継続体制への移行が必要と判断した場合は、必要な業務に対して業務継続体制を確保する。

業務継続体制が発動された場合は、各対策部(G)は非常時優先業務等を実施し、これ以外の通常業務は原則休止する。また、非常時優先業務であっても、災害状況に応じて優先度の高い業務から実施する。

## 第2章 対象組織と動員体制

### 1 対象組織

本計画の対象組織は、災害対策本部機構における全ての対策部(G)とする。

表 2-1-1 本計画の対象組織

部局名	課(室)名
議会事務局	
危機管理室	
総合戦略部	市長室、みらい創生室、アセットマネジメント推進室、広報室、財務管理室、DX 戦略室
総務部	法務ガバナンス室、人事企画室、総務課、契約検査課、税制課、市民税課、資産税課、収納課
市民生活環境部	コミュニティ推進室(※1)、図書館、文化スポーツ振興課、人権・男女共同参画課(※2)、市民生活相談課(※3)、市民課(※4)、斎園課、環境政策課、資源循環推進課、清掃業務課、エネルギーセンター
健康福祉部	地域共生社会推進室、福祉指導課、国民健康保険課、長寿介護課、生活福祉総務課、生活福祉支援課、福祉相談支援課、障がい福祉課(※5)、健康医療政策課、保健衛生課、保健予防課、健康づくり推進課
子ども未来部	子ども育成課、保育幼稚園総務課(※6)、保育幼稚園事業課、保育幼稚園指導課、子ども保健課、子育て総合支援センター、青少年課(※7)
都市創造部	都市づくり推進課、審査指導課、住宅課、建築課、管理課、道路課、公園課、下水河川企画課、下水河川事業課
街にぎわい部	農林緑政課、産業振興課、観光シティセールス課、歴史にぎわい推進課、文化財課(※8)
会計課	
消防本部	消防総務課、予防課、警防課、救急課、指令調査室、中消防署、北消防署
交通部	総務企画課、運輸課(※9)
水道部	総務企画課、給水収納課、管路整備課、浄水管理センター
教育委員会	教育政策課、教育総務課、学校安全課、保健給食課、教育指導課、教職員課、教育センター
(学校機関)	各幼稚園、各小・中学校(※10)
(行政委員会)	選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会

※1 公民館を含む ※2 男女共同参画センター、富田ふれあい文化センター、春日ふれあい文化センターを含む  
 ※3 消費生活センターを含む ※4 各支所を含む ※5 障がい者福祉センターを含む  
 ※6 各保育所、認定こども園、臨時保育室を含む  
 ※7 富田青少年交流センター、春日青少年センター、青少年センターを含む  
 ※8 埋蔵文化財調査センター、しろあと歴史館、歴史民俗資料館、今城塚古代歴史館を含む  
 ※9 運転手を除く ※10 市職員のみ

## 2 動員体制

### (1) 配備基準

地震災害時における職員の配備基準は、下表のとおりである。

表 2-2-1 職員の配備基準(地震の場合)

配備区分	配備基準	配備方法	配備職員
情報収集体制	本市域で震度 4 を観測した場合	自動参集	①情報収集体制対象対策部の一部の職員 ②災害警戒本部会議 出席者
	南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合	自動参集	本部事務局の一部の職員
警戒体制	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意又は巨大地震警戒)が発表された場合	自動参集	①本部事務局の一部の職員 ②災害警戒本部会議 出席者
		追加指示	状況に応じて配備指示された職員
災害対策本部 第1次 防災体制	本市域で震度 5 弱を観測した場合	自動参集	①全ての対策部の一部の職員 ②すべての方面隊長、副隊長及び基地避難所の班員 ③災害対策本部会議 出席者
		追加指示	被害状況に応じて配備された職員
	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意又は巨大地震警戒)が発表され、災害警戒本部会議で第1次防災体制の配備が必要と判断される場合	指示	①全ての対策部の一部の職員 ②災害対策本部会議 出席者
災害対策本部 第2次 防災体制	本市域で震度 5 強以上を観測した場合	自動参集	全職員
	市内全域で被害が発生した場合	指示	

(2) 配備体制の概要と配備場所

地震災害時における職員の配備体制の概要と配備場所は、下表のとおりである。

表 2-2-2 配備体制の概要(地震の場合)

対策部(G)名		部局名		情報収集体制	警戒体制	第1次防災体制	第2次防災体制	
本部事務局 【危機管理監兼 危機管理室長】	統括 G 【危機管理監兼 危機管理室長(兼)】 【総合戦略部理事兼 市長室長】	危機管理室		△	○	○	◎	
		総務部	法務ガバナンス室 総務課 契約検査課					
		総合戦略部	市長室 広報室 財務管理室					
	機動 G 【会計管理者】	会計課					○	◎
		行政委員会	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局					
	職員配備 G 【総務部長(兼)】	総務部	人事企画室				○	◎
方面 G 【総合戦略部長】	総合戦略部	みらい創生室 アセットマネジメント推進室				○	◎	
	方面隊・第2方面隊					※	◎	
ICT 基盤維持・復旧 G 【総合戦略部長(兼)】	総合戦略部	DX 戦略室				○	◎	
復旧部 【都市創造部長・技監】	都市創造部	都市づくり推進課 審査指導課 住宅課 建築課 管理課 道路課 公園課 下水河川企画課 下水河川事業課	△ 【注】南海トラフ 地震臨時情報 (調査中)発表時は 除く			○	◎	
		街にぎわい部		農林緑政課				
市民生活対策部 【市民生活環境部長】	市民生活環境部	コミュニティ推進室 公民館 図書館 文化スポーツ振興課 人権・男女共同参画課 市民生活相談課 市民課 斎園課 環境政策課 資源循環推進課 清掃業務課 エネルギーセンター				○	◎	
		街にぎわい部	産業振興課 観光シティセールス課 文化財課 歴史にぎわい推進課 将棋のまち推進課			○	◎	
物資支援対策部 【街にぎわい部長】	街にぎわい部	農業委員事務局				○	◎	
	行政委員会							
被害調査部 【総務部長】	総務部	税制課 市民税課 資産税課 収納課				○	◎	
民生・要配慮者対策部 【健康福祉部長】	健康福祉部	地域共生社会推進室 福祉指導課 長寿介護課 生活福祉総務課 生活福祉支援課 福祉相談支援課 障がい福祉課				○	◎	
医療対策部 【健康福祉部理事兼保健所長】	健康福祉部	国民健康保険課 健康医療政策課 保健衛生課 保健予防課 健康づくり推進課				○	◎	
		子ども未来部	子ども保健課					
輸送部 【交通部長】	交通部	総務企画課 運輸課				○	◎	
給水部 【水道部長】	水道部	総務企画課 給水収納課 管路整備課 浄水管理センター				○	◎	
消火・救助部 【消防長】	消防本部					別途配備		
教育・子ども対策部 【児童・生徒安全対策担当:教育次長】 【幼稚園・保育所対策担当:子ども未来部長】	教育委員会事務局	教育政策課 教育総務課 学校安全課 保健給食課 教育指導課 教職員課 教育センター				○	◎	
	子ども未来部	子ども育成課 保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課 保育幼稚園指導課 子育て総合支援センター 青少年課						
市議会事務局 【事務局長】	議会事務局					○	◎	

△印:被災状況等に応じて複数名の職員を配置  
○印:1/4~1/2の職員を目安とし、被災状況等に応じて職員を配置  
◎印:全職員(再任用時短を含む。臨時職員・会計年度任用職員除く)を配置  
※印:原則として、全ての方面隊長・副隊長及び基地避難所の班長を配置

## 第3章 想定地震と被害想定

### 1 想定地震

本計画では、様々な規模の地震災害に対応できるよう、表3-1-1のとおり、地震種別や想定最大震度の異なる3種類の地震を想定地震とする。また、想定する災害シナリオについては、受援計画との整合を図る。

表3-1-1 想定地震シナリオ一覧

種別	想定する地震	地震種別	想定最大震度(高槻市)
シナリオ1	平成30年大阪府北部地震	直下型地震	震度6弱
シナリオ2	有馬高槻断層帯地震	直下型地震	震度7
シナリオ3	南海トラフ地震	海溝型地震	震度6弱

なお、地震動や建物・構造物の被害、ライフライン、人的被害について整理し、時系列で被災シナリオとしてまとめた結果は、資料編において記載する。

### 2 被害想定

#### (1)シナリオ1(平成30年大阪府北部地震)

##### ①地震の概要

平成30年6月18日7時58分、大阪府北部を震源とする震源の深さ13km、マグニチュード6.1の地震により、本市のほか、大阪市北区・枚方市・茨木市・箕面市で震度6弱を観測し、近畿地方を中心に関東地方から九州地方の一部にかけて震度5強～1を観測した。緊急地震速報(警報)は、地震検知から3.2秒後に発表されたが、本市では強い揺れが来るまでに間に合わず、突然の強い揺れに見舞われた。本地震の発生後、6月19日0時31分に発生した震度4の地震を始め、震度1以上を観測した地震が6月30日までに計42回発生した。

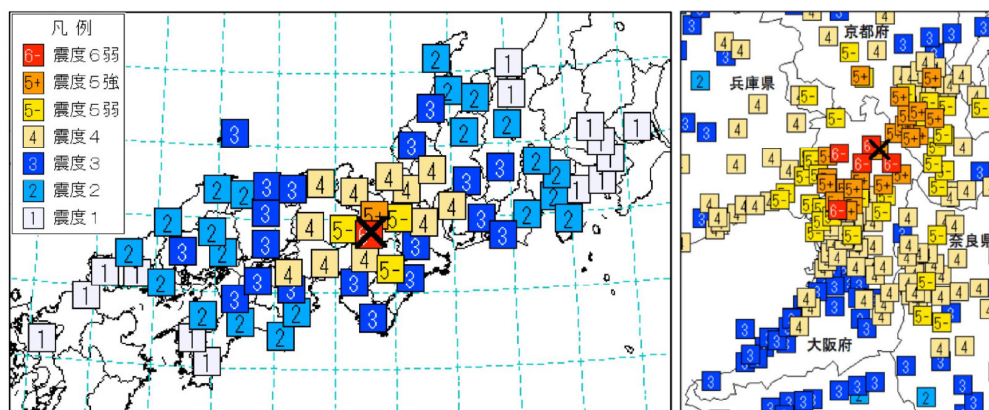


図3-2-1 6月18日07時58分 地震震度分布図(出典:気象庁資料)

## ②高槻市における被害

大阪府北部地震では、2人の方が亡くなり、複数の方が負傷されるなど多数の人的被害が発生した。また、住家等の被害としては、全壊11棟、大規模半壊2件、半壊247件であり、その大多数が屋根瓦の損壊や壁面のひび割れなどの部分的な損壊であった。

ライフラインの被害としては、市域の広範囲で水道の濁水・断水やガスの供給停止により、市民生活に大きな影響を与えた。また、公共交通機関では、地震当日、JR東海道本線や阪急京都線などが運転を見合わせたことから、通勤・通学などの多くの利用者に影響が出た。

避難所については、最大107か所の避難所を開設し、最大613人が避難した。避難所の開設期間は、地震発生から47日目の8月3日までとなり長期化した。

大阪府北部地震による本市域の主な被害状況は表3-2-1のとおりである。

表3-2-1 高槻市域における被害概要(平成30年大阪府北部地震)

項目		程度
マグニチュード		6.1
最大震度		6弱
出火件数(炎上1日間)		なし
建物被害	全壊	11棟
	半壊	大規模半壊2件 半壊247件
	一部損壊	22,515件
死傷者数	死者	2人
	負傷者	40人
避難所生活者数		613人
ライフライン	停電	約100軒
	ガス供給停止	45,745戸
	水道断水	約85,900戸(濁水を含む)
	下水道機能支障	なし
	電話不通	約12,800回線
震災廃棄物	可燃物	約1,900トン
	不燃物	(持ち込みごみ、臨時ごみ、不燃ごみ)

## (2)シナリオ 2(有馬高槻断層帯地震)

### ①地震の概要

「大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書」(平成19年3月)では、大阪府域に大きな影響がある地震として、主な5つの地震(上町断層帯地震、生駒断層帯地震、有馬高槻断層帯地震、中央構造線断層帯地震、南海トラフ地震)が対象とされており、そのうち有馬高槻断層帯地震は、大阪府北部の広範囲で震度6弱以上となり、本市域では最大震度7が想定されている。

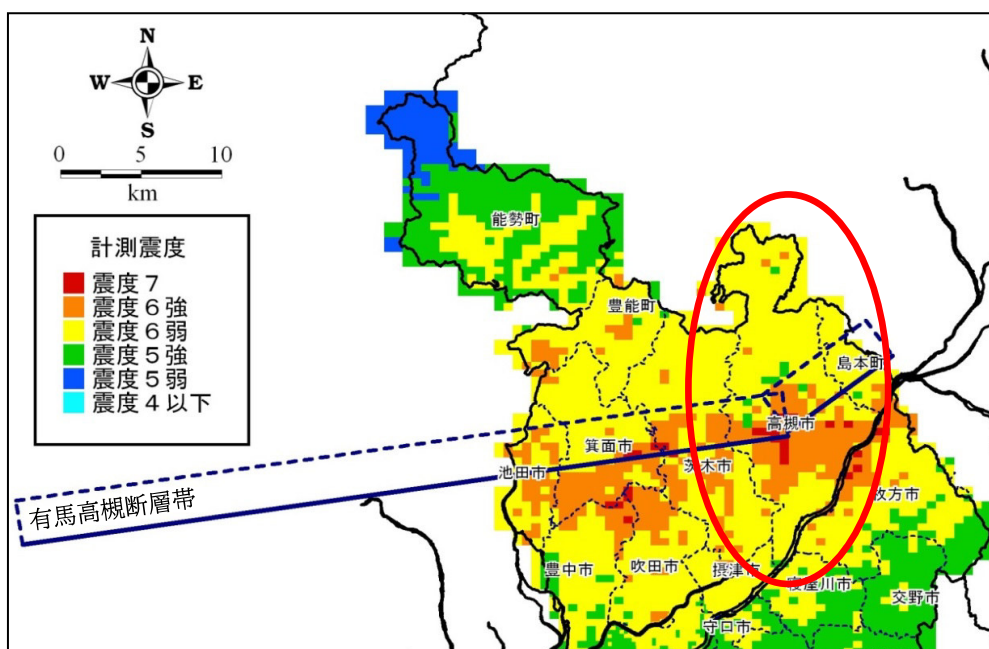


図 3-2-2 有馬高槻断層帯地震 震度分布図

## ②高槻市における被害

有馬高槻断層帯地震における本市の被害は、死者 1,081 人、負傷者 4,166 人の人的被害が想定され、全壊 32,009 棟、半壊 19,848 棟の住家等の被害が想定されている。

ライフラインの被害としては、停電 97,275 軒、水道断水 282,000 人と市民生活に大きな影響を与えることが予想され、避難所生活者数についても約 6 万人となる見込みである。有馬高槻断層帯地震における本市域の被害想定は表 3-2-2 のとおりである。

表 3-2-2 高槻市域における被害概要(有馬高槻断層帯地震)

項目		程度
マグニチュード		7.3~7.7
最大震度		7
出火件数(炎上 1 日間)		49 件
建物被害	全壊	32,009 棟
	半壊	19,848 棟
	一部損壊	96,438 件 ※罹災者数から算出
死傷者数	死者	1,081 人
	負傷者	4,166 人
避難所生活者数		60,409 人
ライフライン	停電	97,275 軒
	ガス供給停止	137,000 戸
	水道断水	282,000 人
	下水道機能支障	市全域で多数発生
	電話不通	53,028 回線
震災廃棄物	可燃物	749,000トン
	不燃物	2,508,000トン

出典：大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書(平成 19 年 3 月)



### (3)シナリオ3(南海トラフ地震)

#### ①地震の概要

大阪府では、南海トラフ地震について、大阪府防災会議に「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」を設置し、平成25年に人的被害・建物被害想定を、平成26年にライフライン等施設被害・経済被害等の想定を公表した。南海トラフ地震が発生すれば、静岡県から宮崎県にかけて一部の地域で震度7の強い揺れとなり、それに隣接する周辺の広い地域で震度6強から6弱が想定される。さらに、太平洋沿岸部には大津波が押し寄せる。本市域では最大震度6弱が想定されるが、津波被害は想定されていない。

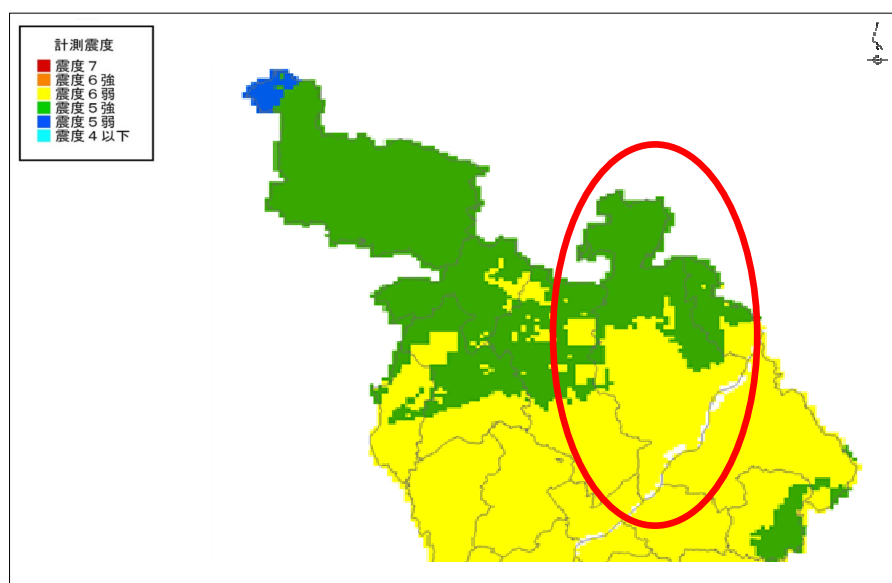


図 3-2-3 南海トラフ地震 震度分布図(大阪府内)

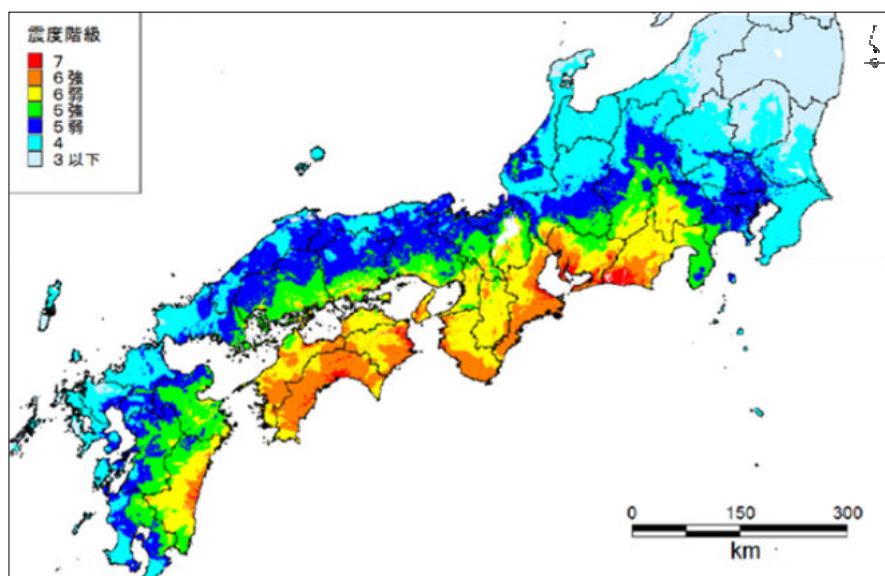


図 3-2-4 南海トラフ地震 震度分布図(広域)

## ②高槻市における被害

南海トラフ地震における本市の被害は、死者 19 人、負傷者 645 人の人的被害が想定され、全壊 1,797 棟、半壊 9,294 棟の住家等の被害が想定されている。

ライフラインの被害としては、被災直後で、停電 72,770 軒、水道断水 293,154 人となり市民生活に大きな影響を与えることが予想される。避難所生活者数についても約1万5千人となる見込みである。南海トラフ地震における本市域の被害想定は表 3-2-3 のとおりである。

表 3-2-3 高槻市域における被害概要(南海トラフ地震)

項目		程度
マグニチュード		9.0～9.1
最大震度		6 弱
出火件数		3 棟
建物被害	全壊	1,797 棟
	半壊	9,294 棟
	一部損壊	28,156 件 ※全壊・半壊棟数から算出
死傷者数	死者	19 人
	負傷者	645 人
避難所生活者数		15,396 人
ライフライン (被災直後)	停電	72,770 軒
	ガス供給停止	49,312 戸
	水道断水	293,154 人
	下水道機能支障	11,609 人
	電話不通	71,982 回線
震災廃棄物	可燃物	19 万トン
	不燃物	

出典：第3回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料(平成 25 年 8 月 8 日)

第4回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料(平成 25 年 10 月 30 日)

第5回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料(平成 26 年 1 月 24 日)

## 第4章 非常時優先業務の選定

大規模地震等発生時に実施すべき「非常時優先業務」は、災害時に特有の業務である「災害応急業務」と、平常時の通常業務のうち、災害時にも実施すべき業務である「優先度の高い通常業務（優先通常業務）」の2種類から構成される。そこで本市における全ての災害応急業務 243 件と通常業務 765 件の中から非常時優先業務を選定し、開始目標時期及び終了見込時期の設定を行うとともに、非常時優先業務を実施するために必要な職員数を「必要人数」として時間区分ごとに整理した。

### 1 選定対象業務と選定基準

「災害応急業務」については、地域防災計画に定める「災害応急・復旧対策」における業務を基本として、それぞれの業務の業務開始目標時期及び終了見込時期並びに必要な人数等の設定を行った。

また、「優先度の高い通常業務」については、平常時に実施している事業単位又は事務分掌等を基本として、表 4-1-1 の基準により業務を選定した。

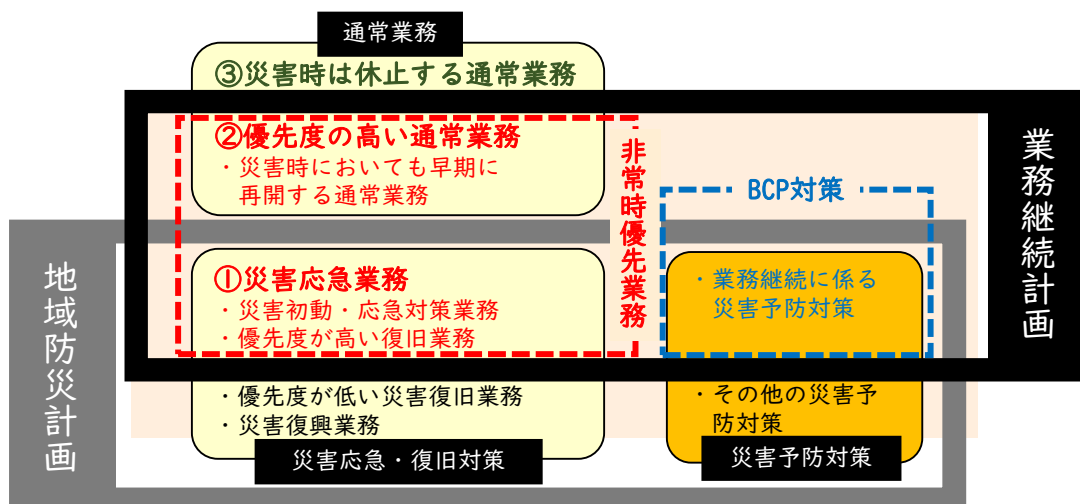


図 4-1-1 業務継続計画の全体像と非常時優先業務のイメージ

※「BCP 対策」については、「第 6 章業務継続の課題と対策」で整理

表 4-1-1 非常時優先業務の選定基準等

必要度		内容
非常時優先業務	①災害応急業務	○災害時に行う初動・応急対策業務 ○優先度が高い災害復旧業務
	②優先度の高い通常業務	○通常業務のうち、大規模地震等発生時にも優先的に行うべき以下の業務 ・市民の生命・生活・財産を守る業務 ・市の意思決定に必要な業務 ・その他、市民生活への影響等を考慮し、休止することができない業務
	③休止業務	○通常業務のうち休止・延期する業務 ○一定期間(1ヶ月程度)先送りすることが可能な業務 ○災害復興までの間、休止・延期することがやむを得ない業務

## 2 業務開始目標時期及び業務終了見込時期の設定

非常時優先業務の開始目標時期は、「大阪府庁業務継続計画(地震災害編)」にあわせて6段階(3時間以内、1日以内、3日以内、1週間以内、2週間以内、1ヶ月以内)とし、内閣府の手引き等を参考に大阪府北部地震における災害対応の課題と教訓等を踏まえ検討を行った。

## 3 休止業務について

災害が発生すれば非常時優先業務の実施が優先され、通常業務の大半を休止業務とせざるを得ない。また、非常時優先業務であっても優先度の高い業務から実施することとなり、市民生活に大きな影響を与えることが想定される。

これらのことから、平常時に本計画を広く周知するとともに、災害発生時には休止業務について、市民に対し適切な広報や丁寧な説明を行い協力・理解を求める。なお、本計画における中止業務等は一定のシナリオを前提に決定していることから、災害発生時には被害状況等を踏まえ、本計画を参考として休止業務を決定するものとする。

## 4 選定結果及び必要人数

シナリオ別の非常時優先業務の選定結果及び必要人数については、以下のとおりであった。なお、各対策部(G)別の選定結果については、資料編に記載する。

### ① シナリオ1(平成30年大阪府北部地震)

#### ○非常時優先業務の選定結果

- 業務全体の総数は1,008件。そのうち、災害応急業務が243件、通常業務が765件。
- 災害応急業務243件のうち、災害の種類や地震の規模等により休止する業務20件を除いた223件(91.8%)を非常時優先業務として選定。
- 通常業務765件のうち、優先度の高い通常業務として選定された非常時優先業務は392件(51.2%)、休止業務となった業務は373件(48.8%)。
- 非常時優先業務として選定されたのは、応急業務223件と優先度の高い通常業務392件をあわせた615件。

表4-3-1 非常時優先業務の選定結果(シナリオ1 平成30年大阪府北部地震)

業務種別	応急業務	通常業務	総数
業務全体	243	765	1,008
非常時優先業務	223 (91.8%)	392 (51.2%)	615 (61.0%)
休止業務	20 (8.2%)	373 (48.8%)	393 (39.0%)

※( )内の値は、各業務種別の選定対象業務数に対する割合

表 4-3-2 各時間区分における非常時優先業務数(シナリオ 1 平成 30 年大阪府北部地震)

時間区分	3 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 ヶ月以内
非常時優先業務	190	271	361	428	474	520
応急業務	139 (73.2%)	167 (61.6%)	168 (46.5%)	143 (33.4%)	137 (28.9%)	128 (24.6%)
優先度の高い 通常業務	51 (26.8%)	104 (38.4%)	193 (53.5%)	285 (66.6%)	337 (71.1%)	392 (75.4%)

※( )内の値は、各時間区分の非常時優先業務数に対する割合

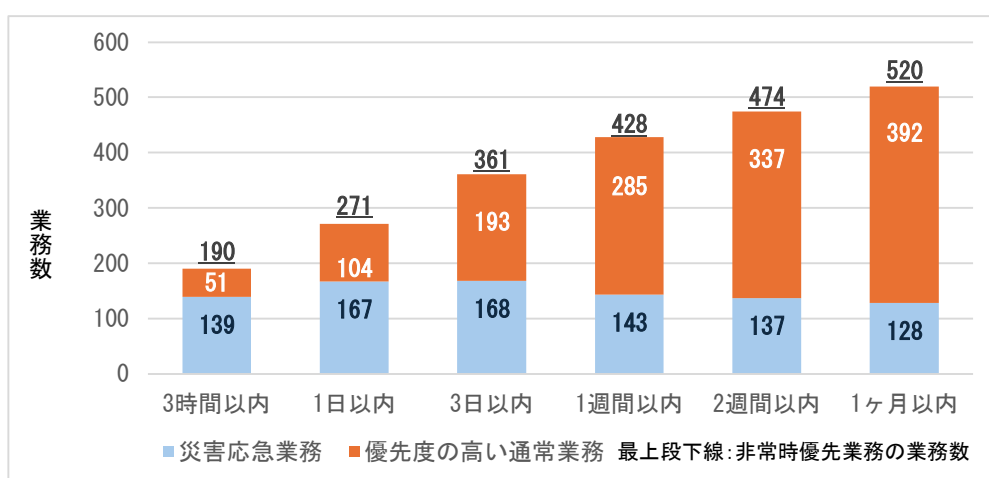


図 4-3-1 各時間区分における非常時優先業務数(シナリオ 1 平成 30 年大阪府北部地震)

○非常時優先業務の必要人数

- 非常時優先業務全体の必要人数が最大となる時間区分は「3 日以内」で 1,921 人。
- 応急業務の必要人数が最大となる時間区分は「3 日以内」で 1,515 人。
- 優先度の高い通常業務の必要人数は時間経過に伴い増大。

表 4-3-3 各時間区分における非常時優先業務の必要人数(シナリオ 1 平成 30 年大阪府北部地震)

時間区分	3 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 ヶ月以内
非常時優先業務	1,010 人	1,493 人	1,921 人	1,545 人	1,495 人	1,545 人
応急業務	942 人 (93.3%)	1,324 人 (88.7%)	1,515 人 (78.9%)	959 人 (62.0%)	786 人 (52.5%)	653 人 (42.3%)
優先度の高い 通常業務	68 人 (6.7%)	169 人 (11.3%)	406 人 (21.1%)	587 人 (38.0%)	710 人 (47.5%)	892 人 (57.7%)

※( )内の値は、各時間区分の非常時優先業務の必要人数に対する割合

※各項目の人数は、小数第 1 位で四捨五入した数字を記載しており、合計値が合わないことがある

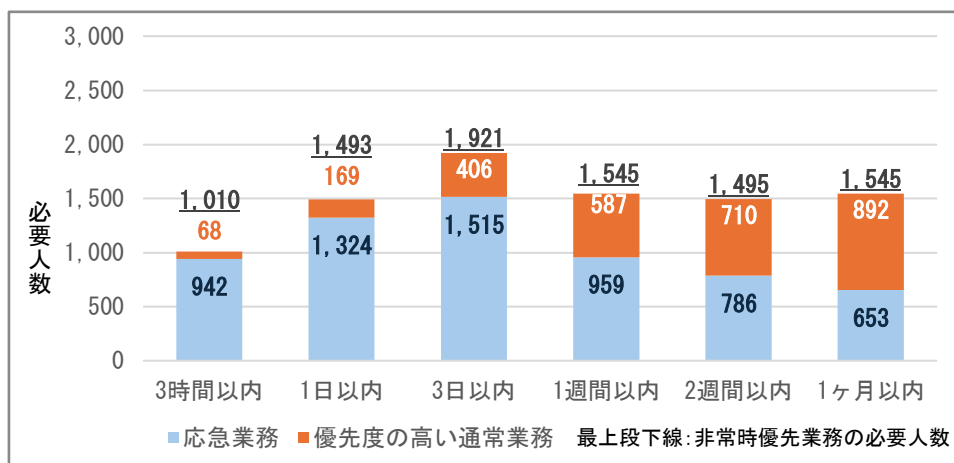


図 4-3-2 各時間区分における非常時優先業務の必要人数(シナリオ1 平成30年大阪府北部地震)

表 4-3-4 各時間区分における非常時優先業務の必要人数(シナリオ1 平成30年大阪府北部地震)

時間区分	3時間以内		1日以内		3日以内		1週間以内		2週間以内		1ヶ月以内	
	応急	通常	応急	通常	応急	通常	応急	通常	応急	通常	応急	通常
本部事務局統括G	44	14	47	14	54	29	48	42	48	49	46	52
本部事務局機動G	12	0	9	6	9	10	9	10	9	10	1	17
本部事務局職員配備G	6	0	9	0	12	0	13	0	14	0	14	0
本部事務局方面G(方面隊除く)	9	0	13	1	17	4	16	6	15	6	15	8
本部事務局ICT基礎維持・復旧G	6	4	8	4	10	9	10	9	10	9	10	9
復旧部	103	0	152	0	204	3	181	18	141	43	74	131
市民生活対策部	94	11	103	45	111	87	95	110	89	133	84	143
物資支援対策部	21	0	36	0	50	2	45	2	34	4	34	4
被害調査部	28	6	41	4	49	42	50	42	121	42	127	60
民生・要配慮者対策部	41	14	199	34	181	57	93	75	81	97	62	130
医療対策部	61	0	72	13	71	84	64	100	39	114	39	115
輸送部	16	1	17	3	10	10	7	15	7	15	7	15
給水部	52	0	154	1	166	4	0	70	0	70	0	80
消火・救助部	災害状況に応じて対応(集計対象外)											
教育・子ども対策部	89	19	102	44	146	62	132	87	113	115	104	124
議会議務局	7	0	7	1	6	3	6	3	6	4	6	4
方面隊	354	0	354	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2方面隊	0	0	0	0	420	0	192	0	60	0	30	0
総必要人数	942	68	1,324	169	1,515	406	959	587	786	710	653	892
	1,010		1,493		1,921		1,545		1,495		1,545	

※人数は小数第1位で四捨五入した数字を記載しており、合計値が合わないことがある

※消火・救助部は災害対応業務の独立性が高く、業務内容も専門性が高いことから必要人数の集計は対象外とする

※方面隊は、避難所対応に専従するため各対策部(G)において集計対象外とし、方面隊としての対応が終了した後は各対策部(G)の集計対象とする

※第2方面隊は、各対策部(G)から一定の割合で動員された職員が避難所対応を実施するものとする

② シナリオ2(有馬高槻断層帯地震)

○非常時優先業務の選定結果

- 業務全体の総数は1,008件。そのうち、災害応急業務が243件、通常業務が765件。
- 災害応急業務243件のうち、災害の種類等により休止する業務4件を除いた239件(98.4%)を非常時優先業務として選定。
- 通常業務765件のうち、優先度の高い通常業務として選定された非常時優先業務は304件(39.7%)、休止業務となった業務は461件(60.3%)。
- 非常時優先業務として選定されたのは、応急業務239件と優先度の高い通常業務304件をあわせた543件。

表4-3-5 非常時優先業務の選定結果(シナリオ2 有馬高槻断層帯地震)

業務種別	応急業務	通常業務	総数
業務全体	243	765	1,008
非常時優先業務	239 (98.4%)	304 (39.7%)	543 (53.9%)
休止業務	4 (1.6%)	461 (60.3%)	465 (46.1%)

※( )内の値は、各業務種別の選定対象業務数に対する割合

表4-3-6 各時間区分における非常時優先業務数(シナリオ2 有馬高槻断層帯地震)

時間区分	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
非常時優先業務	185	253	308	334	394	462
応急業務	145 (78.4%)	178 (70.4%)	187 (60.7%)	179 (53.6%)	173 (43.9%)	158 (34.2%)
優先度の高い 通常業務	40 (21.6%)	75 (29.6%)	121 (39.3%)	155 (46.4%)	221 (56.1%)	304 (65.8%)

※( )内の値は、各時間区分の非常時優先業務数に対する割合

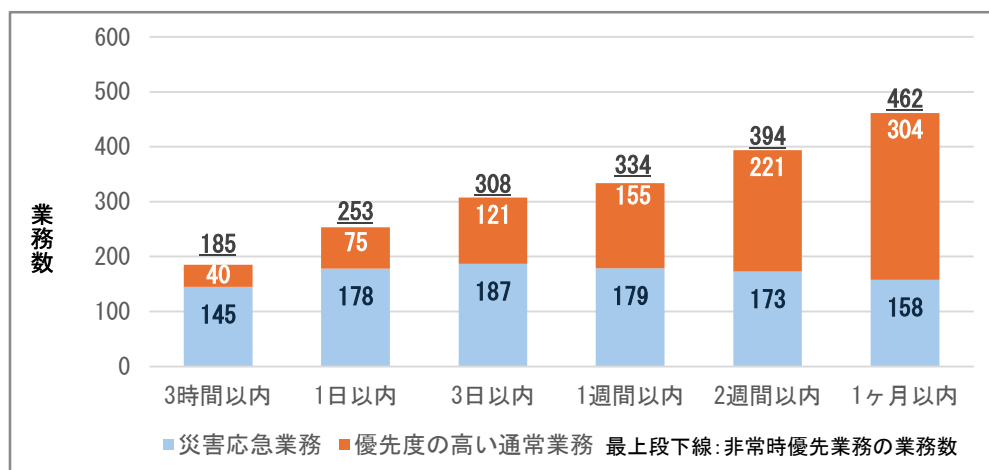


図4-3-3 各時間区分における非常時優先業務数(シナリオ2 有馬高槻断層帯地震)

○非常時優先業務の必要人数

- 非常時優先業務全体の必要人数が最大となる時間区分は「2週間以内」で2,963人。
- 応急業務の必要人数が最大となる時間区分は「2週間以内」で2,491人。
- 優先度の高い通常業務の必要人数は時間経過に伴い増大。

表 4-3-7 各時間区分における非常時優先業務の必要人数(シナリオ 2 有馬高槻断層帯地震)

時間区分	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
非常時優先業務	998人	1,749人	2,407人	2,730人	2,963人	2,381人
応急業務	948人 (95.0%)	1,621人 (92.7%)	2,135人 (88.7%)	2,377人 (87.1%)	2,491人 (84.1%)	1,700人 (71.4%)
優先度の高い 通常業務	50人 (5.0%)	128人 (7.3%)	272人 (11.3%)	352人 (12.9%)	472人 (15.9%)	681人 (28.6%)

※( )内の値は、各時間区分の非常時優先業務の必要人数に対する割合

※各項目の人数は、小数第1位で四捨五入した数字を記載しており、合計値が合わないことがある

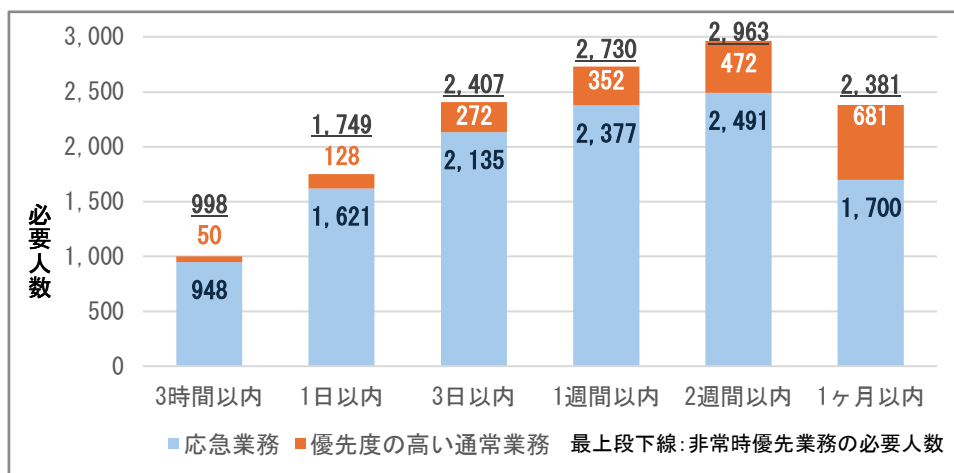


図 4-3-4 各時間区分における非常時優先業務の必要人数(シナリオ 2 有馬高槻断層帯地震)



表 4-3-8 各時間区分における非常時優先業務の必要人数  
(シナリオ 2 有馬高槻断層帯地震)

時間区分	3時間以内		1日以内		3日以内		1週間以内		2週間以内		1ヶ月以内	
	応急	通常	応急	通常	応急	通常	応急	通常	応急	通常	応急	通常
本部事務局統括G	53	14	57	14	57	29	73	29	77	49	74	52
本部事務局機動G	12	0	9	6	9	10	9	10	9	10	1	17
本部事務局職員配備G	6	0	11	0	14	0	15	0	17	0	17	0
本部事務局方面G(方面隊除く)	9	0	14	1	19	4	19	6	15	6	15	6
本部事務局 ICT 基礎維持・復旧G	12	0	14	1	16	4	12	7	12	7	12	7
復旧部	93	0	192	0	325	3	576	3	661	5	162	46
市民生活対策部	92	4	151	22	273	29	332	58	326	69	239	140
物資支援対策部	18	0	45	0	51	2	54	2	46	4	39	4
被害調査部	22	4	38	4	49	42	55	42	296	42	329	42
民生・要配慮者対策部	41	13	223	31	191	56	121	61	103	87	76	120
医療対策部	91	0	147	20	158	42	146	51	141	75	143	101
輸送部	16	0	18	0	13	3	16	6	14	11	14	12
給水部	52	0	238	1	266	3	286	6	294	10	251	15
消火・救助部	災害状況に応じて対応(集計対象外)											
教育・子ども対策部	71	16	103	28	137	43	132	70	117	93	102	115
議会事務局	7	0	7	1	6	3	6	3	6	4	6	4
方面隊	354	0	354	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2方面隊	0	0	0	0	552	0	528	0	360	0	222	0
総必要人数	948	50	1,621	128	2,135	272	2,377	352	2,491	472	1,700	681
	998		1,749		2,407		2,730		2,963		2,381	

※人数は小数第1位で四捨五入した数字を記載しており、合計値が合わないことがある

※消火・救助部は災害対応業務の独立性が高く、業務内容も専門性が高いことから必要人数の集計は対象外とする

※方面隊は、避難所対応に専従するため各対策部(G)において集計対象外とし、方面隊としての対応が終了した後は各対策部(G)の集計対象とする

※第2方面隊は、各対策部(G)から一定の割合で動員された職員が避難所対応を実施するものとする

③ シナリオ3（南海トラフ地震）

○非常時優先業務の選定結果

- 業務全体の総数は1,008件。そのうち、災害応急業務が243件、通常業務が765件。
- 災害応急業務243件のうち、災害の種類等により実施不要な業務4件を除いた239件が非常時優先業務として選定された。
- 通常業務765件のうち、優先度の高い通常業務として選定された非常時優先業務は314件(41.0%)、休止業務となった業務は451件(59.0%)。
- 非常時優先業務として選定されたのは、応急業務239件と優先度の高い通常業務314件をあわせた553件。

表4-3-6 非常時優先業務の選定結果(シナリオ3 南海トラフ地震)

業務種別	応急業務	通常業務	総数
業務全体	243	765	1,008
非常時優先業務	239 (98.4%)	314 (41.0%)	553 (54.9%)
休止業務	4 (1.6%)	451 (59.0%)	455 (45.1%)

※( )内の値は、各業務種別の選定対象業務数に対する割合

表4-3-7 各時間区分における非常時優先業務数(シナリオ3 南海トラフ地震)

時間区分	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
非常時優先業務	183	256	313	332	407	471
応急業務	142 (77.6%)	176 (68.7%)	182 (58.1%)	171 (51.5%)	172 (42.3%)	157 (33.3%)
優先度の高い通常業務	41 (22.4%)	80 (31.3%)	131 (42.0%)	161 (48.5%)	235 (57.7%)	314 (66.7%)

※( )内の値は、各時間区分の非常時優先業務数に対する割合

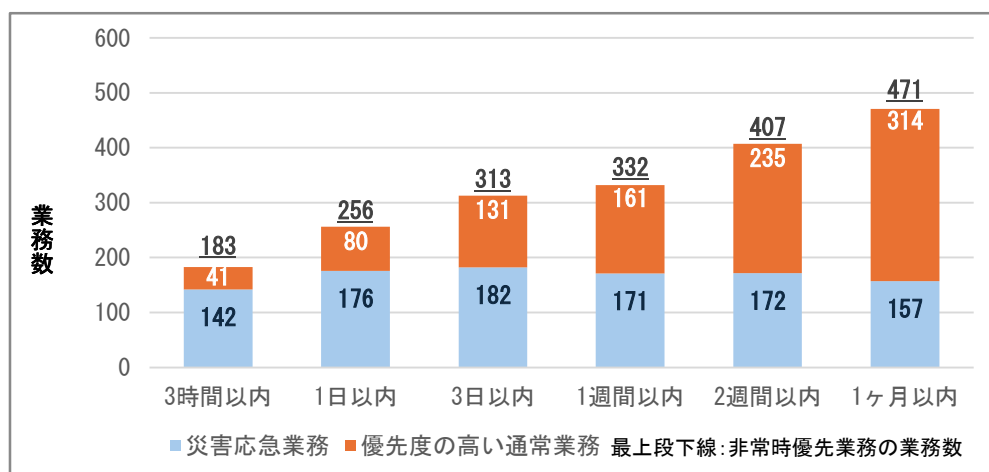


図4-3-4 各時間区分における非常時優先業務数(シナリオ3:南海トラフ地震)

○非常時優先業務の必要人数

- 非常時優先業務全体の必要人数が最大となる時間区分は「2週間以内」で2,075人。
- 応急業務の必要人数が最大となる時間区分は「2週間以内」で1,588人。
- 優先度の高い通常業務の必要人数は時間経過に伴い増大。

表 4-3-7 各時間区分における非常時優先業務の必要人数(シナリオ3 南海トラフ地震)

時間区分	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
非常時優先業務	886人	1,229人	1,430人	1,387人	2,075人	1,882人
応急業務	850人 (95.9%)	1,130人 (91.9%)	1,249人 (87.3%)	1,091人 (78.6%)	1,588人 (76.5%)	1,221人 (64.9%)
優先度の高い 通常業務	36人 (4.1%)	99人 (8.1%)	181人 (12.7%)	297人 (21.4%)	488人 (23.5%)	661人 (35.1%)

※( )内の値は、各時間区分の非常時優先業務の必要人数に対する割合

※各項目の人数は、小数第1位で四捨五入した数字を記載しており、合計値が合わないことがある

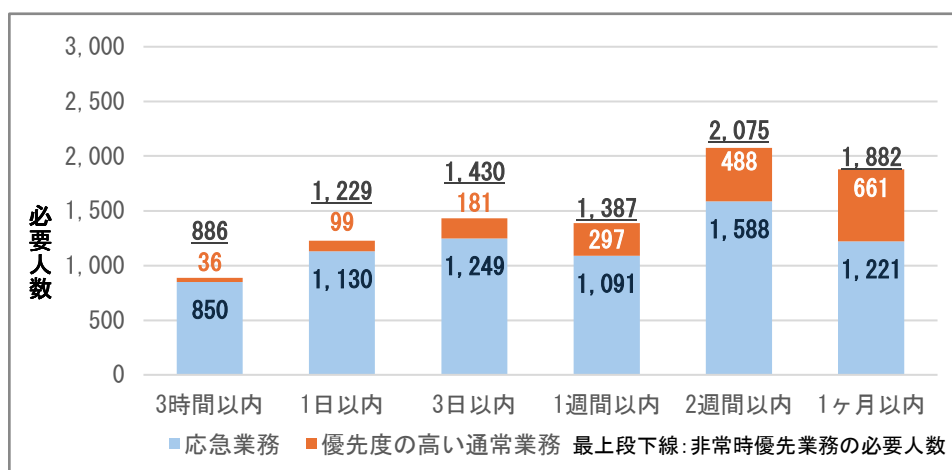


図 4-3-4 各時間区分における非常時優先業務の必要人数(シナリオ3 南海トラフ地震)

表 4-3-8 各時間区分における非常時優先業務の必要人数  
(シナリオ 3 南海トラフ地震)

時間区分	3 時間以内		1 日以内		3 日以内		1 週間以内		2 週間以内		1 ヶ月以内	
	応急	通常	応急	通常	応急	通常	応急	通常	応急	通常	応急	通常
本部事務局統括 G	29	8	52	8	45	11	50	19	66	49	63	52
本部事務局機動 G	7	0	9	0	5	2	9	10	9	10	1	17
本部事務局職員配備 G	3	0	7	0	9	0	14	0	17	0	17	0
本部事務局方面 G(方面隊除く)	7	0	11	1	11	2	14	3	15	6	15	6
本部事務局 ICT 基礎維持・復旧 G	7	0	10	1	11	3	12	6	12	7	12	7
復旧部	85	0	144	0	154	3	197	3	422	6	150	45
市民生活対策部	95	3	123	24	112	46	117	60	179	91	174	139
物資支援対策部	18	0	29	0	27	2	44	2	37	4	37	4
被害調査部	17	4	38	4	39	4	42	38	123	42	125	60
民生・要配慮者対策部	38	6	68	20	54	35	92	49	130	87	79	120
医療対策部	61	0	97	5	102	15	119	23	141	53	142	59
輸送部	16	0	20	0	14	6	15	7	14	12	14	12
給水部	46	0	63	1	57	4	58	5	173	11	155	18
消火・救助部	災害状況に応じて対応(集計対象外)											
教育・子ども対策部	65	16	101	36	92	48	118	72	113	106	100	118
議会事務局	3	0	5	1	4	1	6	3	6	4	6	4
方面隊	354	0	354	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第 2 方面隊	0	0	0	0	514	0	186	0	132	0	132	0
総必要人数	850	36	1,130	99	1,249	181	1,091	298	1,588	488	1,221	661
	886		1,229		1,430		1,388		2,075		1,882	

※人数は小数第 1 位で四捨五入した数字を記載しており、合計値が合わないことがある

※消火・救助部は災害対応業務の独立性が高く、業務内容も専門性が高いことから必要人数の集計は対象外とする

※方面隊は、避難所対応に専従するため各対策部(G)において集計対象外とし、方面隊としての対応が終了した後は各対策部(G)の集計対象とする

※第 2 方面隊は、各対策部(G)から一定の割合で動員された職員が避難所対応を実施するものとし各対策部(G)から動員する

## 第5章 必要資源の確保

### 1 職員の確保

#### (1) 職員参集予測等の考え方

地震発災後の人員確保は最重要課題の一つであり、着手する業務を決定する上で重要な要素となる。特に勤務時間外の発災では、職員が居住地から勤務地に参集する状況について考えなければならない。そこで、本計画では、条件が一番悪い勤務時間外の発災時における職員参集予測を実施するとともに、「第4章 非常時優先業務の選定」において整理した非常時優先業務の必要人数と職員参集予測等を踏まえた配置予定人数を時間区分毎に比較することにより、災害時における人員の状況について整理した。

#### (2) 職員参集予測について

##### ① シナリオ1(平成30年大阪府北部地震)

下表のとおり条件を設定し、参集予測を実施した。

表 5-1-1 職員参集予測の条件(シナリオ1 平成30年大阪府北部地震)

対象職員	<p>正職員(出向者等を除く) 【方面隊員の取扱いについて】 方面隊員は、参集先となる避難所等の近隣に居住する職員を指定しており、災害発生時でも3時間以内で避難所まで行けるとして、「1日以内」までは参集予測の対象外とする。「3日以内」以降(方面隊業務終了後)は、対策部(G)にて計上する。 【第2方面隊員の取扱いについて】 第2方面隊は、初動では所属する対策部(G)の業務に従事するため、対策部(G)の参集予測計算に含める。 【消防職員の取扱いについて】 消防職員のうち隔日勤務(常に待機している消防職員)の職員は、既に参集しているものとする。</p>
被災により参集困難な職員の割合	<p>発災当日については、大阪府北部地震における実際の参集実績を基に設定。また、「3日以内」以降については5%の長期休暇者が発生すると想定。</p>

表 5-1-2 職員参集予測の結果(シナリオ 1 平成 30 年大阪府北部地震)

時間区分	3 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 ヶ月以内
参集人数	1,204 人	1,621 人	2,339 人	2,339 人	2,339 人	2,339 人
参集率	57.1%	76.9%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%
対象職員数	2,108 人(方面隊除く)		2,462 人(方面隊含む)			

※令和 6 年 8 月 1 日現在の職員情報をもとに算出

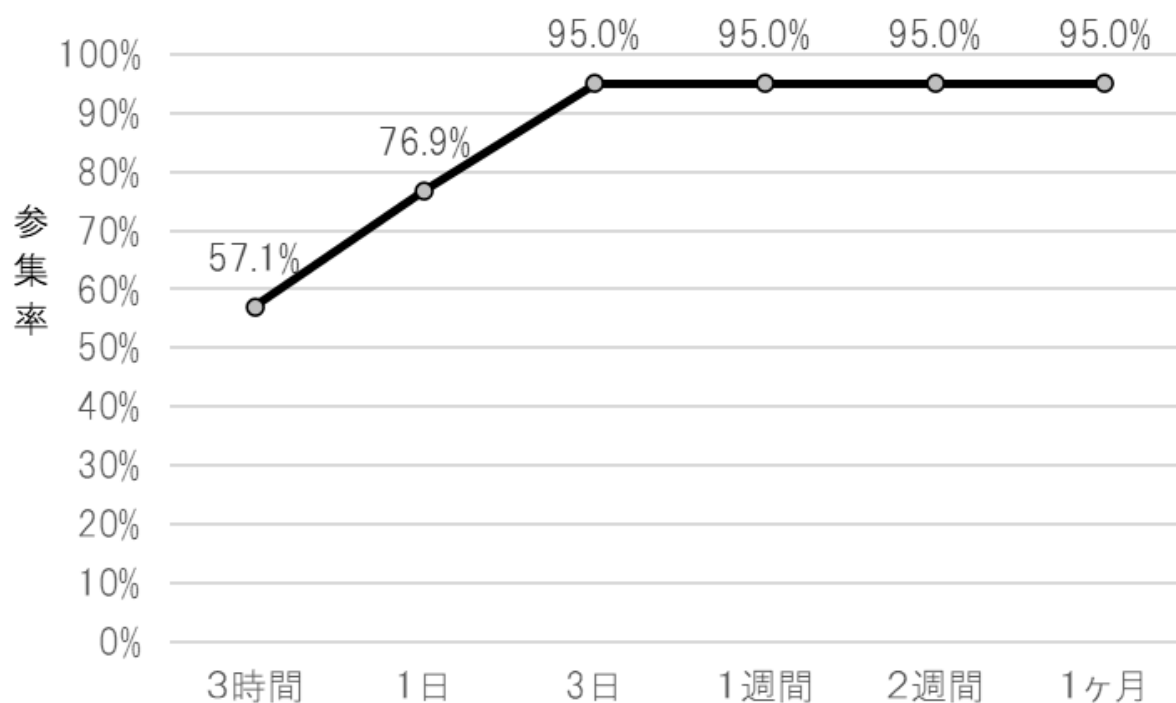


図 5-1-1 職員参集予測の結果(シナリオ 1 平成 30 年大阪府北部地震)

② シナリオ 2(有馬高槻断層帯地震)

下表のとおり条件を設定し、参集予測を実施した。

表 5-1-3 職員参集予測の条件(シナリオ 2 有馬高槻断層帯地震)

対象職員	<p>正職員(出向者等を除く)</p> <p>【方面隊員の取扱いについて】 方面隊員は、参集先となる避難所等の近隣に居住する職員を指定しており、災害発生時でも3時間以内で避難所まで行けるとして、「1日以内」までは参集予測の対象外とする。「3日以内」以降(方面隊業務終了後)は、対策部(G)にて計上する。</p> <p>【第2方面隊員の取扱いについて】 第2方面隊は、初動では所属する対策部(G)の業務に従事するため、対策部(G)の参集予測計算に含める。</p> <p>【消防職員の取扱いについて】 消防職員のうち隔日勤務(常に待機している消防職員)の職員は、既に参集しているものとする。</p>
参集手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 徒歩あるいは自転車</li> </ul>
歩行速度	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 6km/h(一定数の職員が徒歩又は自転車で参集するものとして設定)</li> </ul>
歩行距離の上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 30km(参集先から30km以遠に居住する職員は、様々な手段で翌日には参集可能とする)</li> </ul>
参集距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 職員の居住地から参集先までの経路距離</li> </ul>
参集準備時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 他自治体の事例を考慮し、30分として設定</li> </ul>
時間区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地震発生から「①3時間以内」、「②1日以内」、「③3日以内」、「④1週間以内」、「⑤2週間以内」、「⑥1ヶ月以内」の6区分</li> </ul>
被災により参集困難な職員の割合	<p>大阪府地震被害想定(平成19年3月)の結果に基づき、下記のように設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 自宅の全半壊焼失により参集困難(3時間以内・1日以内): 48.6%(市内)、4.5%(市外)(※半壊のうち半数は参集可能とする)</li> <li>➤ 自宅の全壊焼失により参集困難(3日以内):37.8%(市内)、2.7%(市外)</li> <li>➤ 職員本人又は家族の死亡・負傷(1週間以内):3.2%(市内)、0.7%(市外)</li> <li>➤ 職員本人の死亡・負傷(2週間以内・1ヶ月以内):1.5%(市内)、0.3%(市外)</li> </ul> <p>上記に加え、3日目以降については5%の長期休暇者が発生すると想定。</p>

表 5-1-4 職員参集予測の結果(シナリオ 2 有馬高槻断層帯地震)

時間区分	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
参集人数	1,084人	1,456人	1,955人	2,302人	2,321人	2,321人
参集率	51.4%	69.1%	79.4%	93.5%	94.3%	94.3%
対象職員数	2,108人(方面隊除く)		2,462人(方面隊含む)			

※令和6年8月1日現在の職員情報をもとに算出

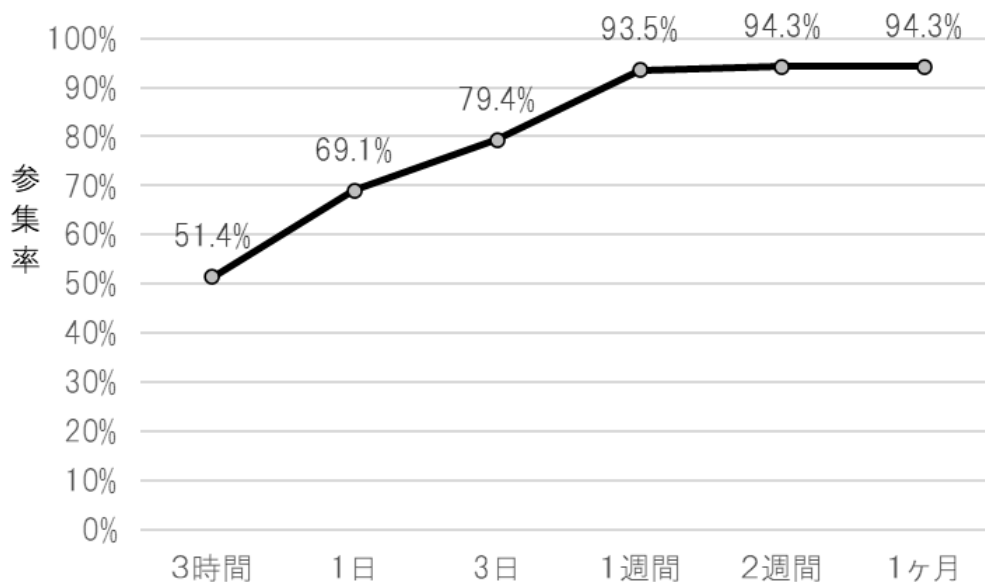


図 5-1-2 職員参集予測の結果(シナリオ 2 有馬高槻断層帯地震)



③ シナリオ3(南海トラフ地震)

下表のとおり条件を設定し、参集予測を実施した。

表 5-1-3 職員参集予測の条件(シナリオ3 南海トラフ地震)

対象職員	<p>正職員(出向者等を除く) 【方面隊員の取扱いについて】 方面隊員は、参集先となる避難所等の近隣に居住する職員を指定しており、災害発生時でも3時間以内で避難所まで行けるとして、「1日以内」までは参集予測の対象外とする。「3日以内」以降(方面隊業務終了後)は、対策部(G)にて計上する。 【第2方面隊員の取扱いについて】 第2方面隊は、初動では所属する対策部(G)の業務に従事するため、対策部(G)の参集予測計算に含める。 【消防職員の取扱いについて】 消防職員のうち隔日勤務(常に待機している消防職員)の職員は、既に参集しているものとする。</p>
参集手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 徒歩</li> </ul>
歩行速度	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 4km/h(道路状況を鑑み、徒歩で参集するものとして設定)</li> </ul>
歩行距離の上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 30km(参集先から30km以遠に居住する職員は、様々な手段で翌日には参集可能とする)</li> </ul>
参集距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 職員の居住地から参集先までの経路距離</li> </ul>
参集準備時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 他自治体の事例を考慮し、30分として設定</li> </ul>
時間区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地震発生から「①3時間以内」、「②1日以内」、「③3日以内」、「④1週間以内」、「⑤2週間以内」、「⑥1ヶ月以内」の6区分</li> </ul>
被災により参集困難な職員の割合	<p>平成25年、平成26年に公表された南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会(大阪府防災会議)による被害想定調査の結果に基づき、下記のように設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自宅の全半壊焼失により参集困難(3時間以内・1日以内): 16.2%(※半壊のうち半数は参集可能とする)</li> <li>➢ 自宅の全壊焼失により参集困難(3日以内):7.1%</li> <li>➢ 職員本人又は家族の死亡・負傷(1週間以内):5.1%</li> <li>➢ 職員本人の死亡・負傷(2週間以内・1ヶ月以内):2.5%</li> </ul> <p>上記に加え、3日目以降については5%の長期休暇者が発生すると想定。</p>

表 5-1-4 職員参集予測の結果(シナリオ 3 南海トラフ地震)

時間区分	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
参集人数	1,138人	1,640人	2,190人	2,231人	2,286人	2,286人
参集率	54.0%	77.8%	88.9%	90.6%	92.8%	92.8%
対象職員数	2,108人(方面隊除く)		2,462人(方面隊含む)			

※令和6年8月1日現在の職員情報をもとに算出



図 5-1-2 職員参集予測の結果(シナリオ 3 南海トラフ地震)

### (3)非常時優先業務の必要人数と配置予定人数の比較

各シナリオにおける非常時優先業務の必要人数に対し、参集している職員の業務従事可能職員数を上限として配置予定人数を設定した。非常時優先業務の必要人数と配置予定人数を比較した結果、表 5-1-7 のとおりとなった。なお、シナリオ 3 南海トラフ地震では、地震が発生すると被害が広域化することが見込まれ、非常時優先業務を実施するにあたり他自治体等からの応援職員の派遣が一定期間見込めず、本市職員のみで業務継続を図る必要がある。そのため、「3 時間以内」、「1 日以内」、「3 日以内」、「1 週間以内」の区分では応援職員が来ないことを前提として検討した。また、消火・救助部については、災害対応業務の独立性が高く、業務内容も専門性が高いことから対象外とする。なお、対策部(G)別の集計結果については、資料編に記載する。

#### ① シナリオ 1(平成 30 年大阪府北部地震)

○非常時優先業務の配置予定人数及び不足人数

- 発災初期より、必要人数が配置予定人数を上回る(職員数が不足する)。
- 必要人数と配置予定人数の差(不足する職員数)は、「3 日以内」が最大となり、約 500 人不足する。

表 5-1-7 非常時優先業務の必要人数と配置予定人数の比較(シナリオ 1 平成 30 年大阪北部地震)

時間区分	3 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 ヶ月以内
必要人数	1,010 人	1,493 人	1,921 人	1,545 人	1,495 人	1,545 人
配置予定人数	978 人	1,237 人	1,437 人	1,390 人	1,352 人	1,383 人
災害応急業務	912 人	1,081 人	1,048 人	822 人	668 人	540 人
優先度の高い通常業務	66 人	157 人	388 人	568 人	684 人	843 人
不足人数	33 人	255 人	484 人	156 人	144 人	162 人

※項目の人数は、小数第 1 位で四捨五入した数字を記載しており、合計値が合わないことがある  
※消火・救助部は対象外

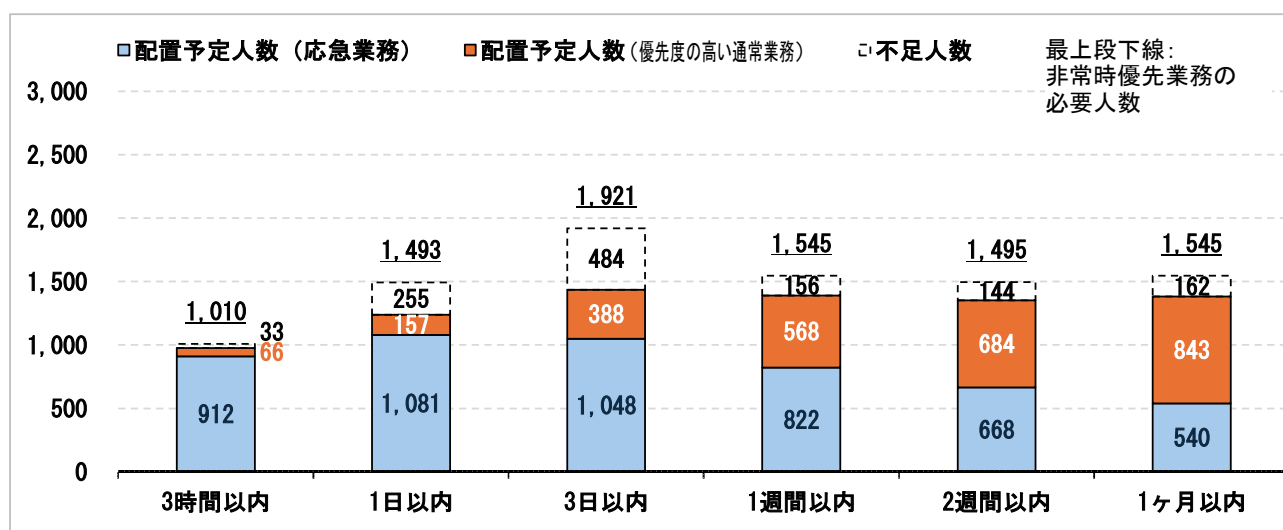


図 5-1-5 非常時優先業務の必要人数と配置予定人数等の比較(シナリオ 1 平成 30 年大阪北部地震)

② シナリオ2(有馬高槻断層帯地震)

○非常時優先業務の配置予定人数及び不足人数

- 発災初期より、必要人数が配置予定人数を上回る(職員数が不足する)。
- 必要人数と配置予定人数の差(不足する職員数)は、「2週間以内」が最大となり、約1,500人不足する。

表 5-1-8 非常時優先業務の必要人数と配置予定人数の比較(シナリオ2 有馬高槻断層帯地震)

時間区分	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
必要人数	998人	1,749人	2,407人	2,730人	2,963人	2,381人
配置予定人数	923人	1,195人	1,298人	1,457人	1,453人	1,419人
災害応急業務	878人	1,099人	1,084人	1,155人	1,056人	841人
優先度の高い通常業務	45人	96人	214人	302人	397人	577人
不足人数	75人	554人	1,109人	1,273人	1,510人	962人

※項目の人数は、小数第1位で四捨五入した数字を記載しており、合計値が合わないことがある

※消火・救助部は対象外

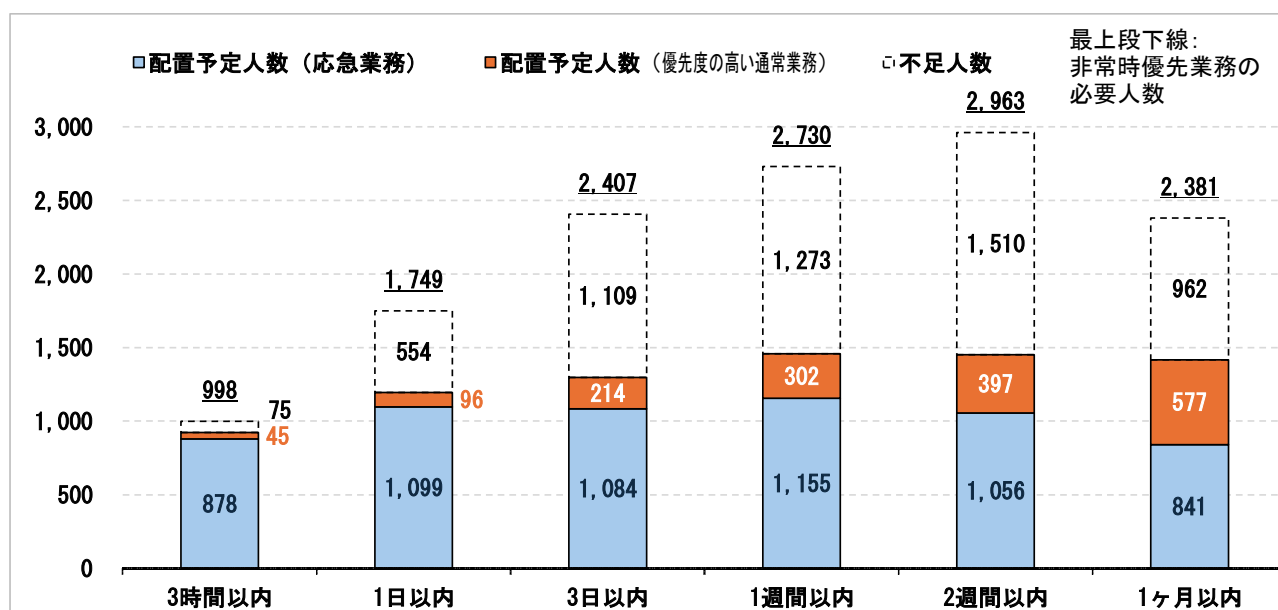


図 5-1-6 非常時優先業務の必要人数と配置予定人数等の比較(シナリオ2 有馬高槻断層帯地震)

③ シナリオ3(南海トラフ地震)

○非常時優先業務の配置予定人数及び不足人数

- 2週間以内以降、必要人数が配置予定人数を上回る(職員数が不足する)。
- 必要人数と配置予定人数の差(不足する職員数)は、「2週間以内」が最大となり、約700人不足する。

表 5-1-9 非常時優先業務の必要人数と配置予定人数の比較(シナリオ3 南海トラフ地震)

時間区分	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
必要人数	886人	1,229人	1,430人	1,387人	2,075人	1,882人
配置予定人数	886人	1,229人	1,430人	1,387人	1,377人	1,388人
災害応急業務	850人	1,130人	1,249人	1,091人	936人	801人
優先度の高い通常業務	36人	99人	181人	297人	441人	586人
不足人数	※南海トラフ地震では応援が見込めないことから、参集人数以上は配置できない				699人	494人

※項目の人数は、小数第1位で四捨五入した数字を記載しており、合計値が合わないことがある  
※消火・救助部は対象外

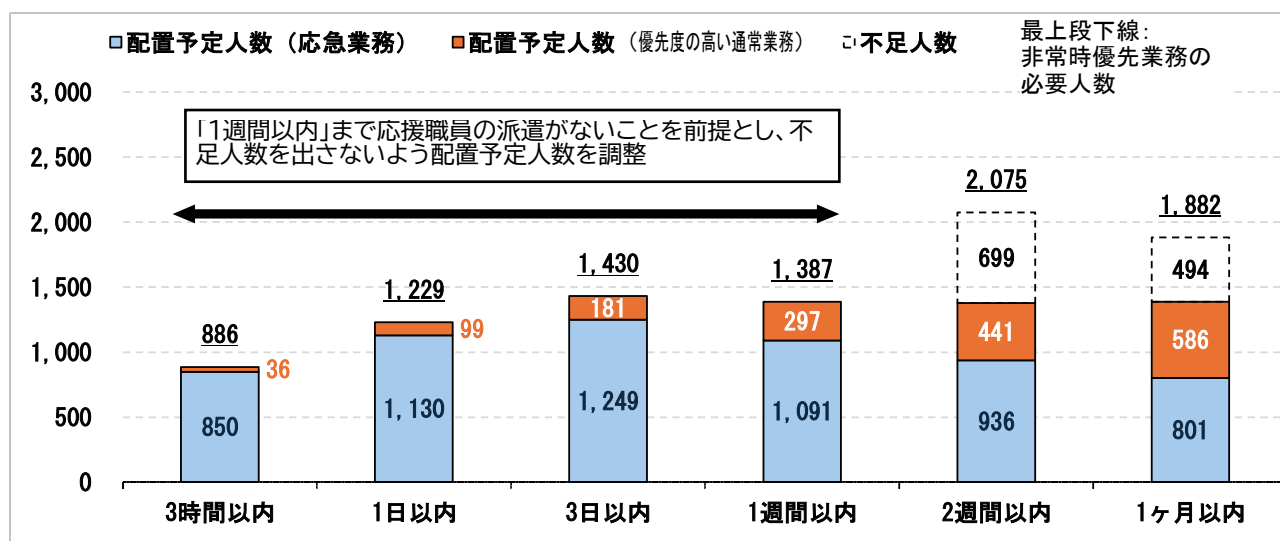


図 5-1-7 非常時優先業務の必要人数と配置予定人数等の比較(シナリオ3 南海トラフ地震)

## 2 庁舎等の確保

大規模地震時等においては、庁舎等の業務に必要な資源が被災により使用できなくなる状況が想定されることから、現状の把握や被災による影響について考慮し、大規模地震等発生時の課題と対策をを検討する必要がある。

そこで、災害対策本部が設置される本館及び総合センターをはじめとする庁舎等や受援時に執務スペース等として活用する可能性のある施設を「BCP対象施設」として表5-2-1に示す。また、BCP対象施設における資源の確保状況等は、表5-2-2のとおりである。

表 5-2-1 BCP 対象施設一覧

No.	施設名	所管課
1	本館	総務部 総務課
2	総合センター	総務部 総務課
3	地域福祉会館	健康福祉部 地域共生社会推進室
4	総合体育館	市民生活環境部 文化スポーツ振興課
5	古曽部防災公園体育館	市民生活環境部 文化スポーツ振興課
6	高槻場公園芸術文化劇場(南館)	市民生活環境部 文化スポーツ振興課
7	高槻場公園芸術文化劇場(北館)	市民生活環境部 文化スポーツ振興課
8	総合市民交流センター	市民生活環境部 文化スポーツ振興課
9	保健所	健康福祉部 健康医療政策課
10	総合保健福祉センター	健康福祉部 健康医療政策課
11	子育て総合支援センター	子ども未来部 子育て総合支援センター
12	エネルギーセンター管理棟	市民生活環境部 エネルギーセンター
13	教育センター	教育委員会事務局 教育センター
14	芝生営業所	交通部 総務企画課
15	水道部庁舎	水道部 総務企画課
16	消防本部(中消防署)	消防本部 消防総務課
17	高槻子ども未来館	子ども未来部 保育幼稚園総務課
18	危機管理室分室	危機管理室

表 5-2-2(1) BCP 対象施設における資源の確保状況等

No	施設名	電力					電話			
		耐震性の有無	エレベーター		非常用電源			災害時優先電話		衛星携帯電話
			有無	閉じ込め対策	有無	コンセントの識別表示	燃料の確保状況	有無	識別表示	確保状況
1	本館	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	総合センター	○	○	○	○	○	○	○	○	×
3	地域福祉会館	○	○	○	○	—	—	—	—	—
4	総合体育館	○	○	○	○	—	○	—	—	—
5	古曽部防災公園体育館	○	○	○	○	—	○	—	—	—
6	高槻場公園芸術文化劇場(南館)	○	○	○	○	—	○	—	—	—
7	高槻場公園芸術文化劇場(北館)	○	○	○	○	—	○	—	—	—
8	総合市民交流センター	○	○	○	○	—	—	—	—	—
9	保健所	○	○	○	○	○	○	○	—	—
10	総合保健福祉センター	○	○	○	○	○	○	—	—	—
11	子育て総合支援センター	○	○	○	—	—	—	—	—	—
12	エネルギーセンター管理棟	○	○	○	○	—	○	○	○	—
13	教育センター	○	○	○	○	—	○	—	—	—
14	芝生営業所	○	—	—	○	○	○	○	—	—
15	水道部庁舎	○	○	○	—	—	○	—	—	○
16	消防本部(中消防署)	○	○	○	○	○	○	○	—	○
17	高槻子ども未来館	○	○	○	○	—	○	○	○	—
18	危機管理室分室	○	—	—	—	—	—	—	—	—

(○:有・実施済 —:対象外又は未実施)

表 5-2-2(2) BCP 対象施設における資源の確保状況等

No.	施設名	執務環境		トイレ	食料・飲料水等		公用車等				
		書棚等の転倒防止対策	ガラス飛散防止対策	代替手段	飲料水	食料	公用車			バイク 自転車	
		実施状況	実施状況	備蓄状況	備蓄状況	備蓄状況	公用車の保有	来庁者用駐車場の有無	燃料の備蓄状況	バイクの保有	自転車の保有
1	本館	○	△	○	○	○	○	○	-	○	○
2	総合センター	△	△	○							
3	地域福祉会館	△	○	-	-	-	-	○	-	-	-
4	総合体育館	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
5	古曽部防災公園体育館	△	-	○	-	-	-	○	-	-	○
6	高槻場公園芸術文化劇場(南館)	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
7	高槻場公園芸術文化劇場(北館)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
8	総合市民交流センター	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○
9	保健所	△	-	-	○	○	○	○	-	-	○
10	総合保健福祉センター	△	-	-	○	○	○	○	-	-	○
11	子育て総合支援センター	△	-	-	-	-	○	○	-	-	○
12	エネルギーセンター管理棟	△	○	-	○	○	○	○	-	-	-
13	教育センター	△	-	-	-	-	-	○	-	-	-
14	芝生営業所	△	-	-	-	-	○	○	○	-	-
15	水道部庁舎	△	-	○	○	○	○	○	-	-	○
16	消防本部(中消防署)	△	-	-	○	○	○	○	○	○	○
17	高槻子ども未来館	△	○	-	-	-	○	○	-	-	○
18	危機管理室分室	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(○:有・実施済 △:一部実施又は実施中 -:対象外又は未実施)



表 5-2-3 防災行政無線の整備状況

整備状況	種類		設置数
	移動系	半固定型	
携帯型			153
車携帯型			37
同報系	屋外拡声子局		82
	戸別受信機		171
非常用電源	バッテリー(72 時間)		
屋外拡声子局の耐震性	有		
利用方法の把握	実施済		

表 5-2-4 主な情報システムの状況

	主な情報システムの状況
サーバの場所	総合センター5 階
転落・転倒防止対策	実施済
耐火対策	実施済
耐水対策	実施済
非常用電源	有
冷却設備	有
代替機	有
重要データのバックアップ	有
バックアップデータの保管場所	外部保管

（参考）業務継続計画における重要6要素に関する本市の状況

重要6要素	本市の状況(災害対策本部設置庁舎:本館) ※(仮称)総合防災センター供用開始後は、総合センター
(1) 首長不在時の明確な 代行順位及び職員の参集体制	①代行順位:本部長に事故等あるときの指揮順位を第4位まで指定 (本計画 第6章 表6-1-2 参照) ②参集体制:配備基準及び配備体制を規定 (本計画 第2章 表2-2-1、表2-2-2 参照)
(2) 本庁舎が使用できなくな った場合の代替庁舎の特定	本館が使用不能の場合は総合センターを代替庁舎として指定 ※(仮称)総合防災センター供用開始後:総合センターが使用不能の 場合は本館を代替庁舎として指定
(3) 電気、水、食料等の確保	①電 力:本館及び総合センターで非常用発電機を確保 本館(非常用:約30時間、防災用:約72時間) 総合センター(非常用:約3時間、防災用:約72時間) ②飲料水:職員用備蓄を確保(3日分) ③食 料:職員用備蓄を確保(3日分)
(4) 災害時にもつながりやすい 多様な通信手段の確保	①防災行政無線:平成28年度からデジタル化し運用中 (本計画 第5章 表5-2-3 参照) ②災害時優先電話:本館及び総合センターで10回線確保 ③衛星携帯電話:1台(災害対策本部)
(5) 重要な行政データのバックアップ	外部保管を実施
(6) 非常時優先業務の整理	整理済(本計画 資料編参照)

## 第6章 業務継続の課題と対策

### 1 職員の確保等に関する課題と対策

#### (1) 職員の確保

職員確保に関しては、下記のア～エの4項目の課題等が考えられる。

#### ア 迅速な庁内体制の確立及び防災意識に関する課題と対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速に職員の安否確認方法を確立する必要がある。</li> <li>・いつ発生するかわからない災害に対し、職員の危機管理意識の醸成や、災害応急業務の理解・習得を進める必要がある。</li> </ul>	
対策	① 職員の安否確認体制の確立 迅速な職員の安否確認方法について、電話連絡に加え SNS やシステム等を活用した安否確認体制の確立を図る。	継続実施中
	② 自主参集基準等の周知 災害発生時に職員が自主参集する基準や、参集に係る心得等を周知徹底する。	継続実施中
	③ 緊急参集・情報伝達訓練の実施 緊急参集・情報伝達訓練を実施することにより、緊急時における各部の連絡体制の確認を行うとともに、職員の危機管理意識を高める。	継続実施中
	④ 家庭での防災対策の実施 平常時から災害時における職員やその家族の安全確保について検討し、自宅の耐震化や家具の転倒防止等を行うとともに、参集時に必要なものを非常持出袋としてまとめておく等の対策を実施する。また、家族が3日間(できれば2週間)過ごせる備蓄品を準備する。	継続実施中
	⑤ 被災自治体への積極的な職員の災害派遣の実施 被災自治体にて、災害応急業務に従事・経験することにより、本市が被災した際に迅速かつ的確な対応が図れることから、積極的に職員の災害派遣を行う。	継続実施中

### イ 庁内職員の弾力的かつ効率的な職員確保に関する課題と対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は配備基準に基づき自主参集するが、職員自身や家族の被災、公共交通機関の停止等により、参集困難となる職員がいる可能性がある。</li> <li>・膨大な応急業務に加えて、優先度の高い通常業務を実施する必要があることから、深刻な人員不足が発生する可能性がある。</li> <li>・人員不足の状況は、対策部(G)において差があることから、弾力的かつ効率的な職員配置を行う必要がある。</li> <li>・事案によっては、対策部(G)が合同で対応する必要がある。</li> </ul>	
対策	① 庁内動員における職員配備体制の構築 非常時優先業務のうち庁内職員を支援対象とした業務について、支援対象業務所管課は、応援者が円滑に業務を実施できるよう支援業務の活動場所や活動内容を整理するとともに、職員配備グループ(人事企画室)は、動員に関する手順(支援計画)を整備する。	実施済み
	② 災害時における部局横断的なプロジェクトチーム設置の位置付け 大阪府北部地震時に設置した部局横断的なプロジェクトチーム等の位置付けや運用方針を検討する。	実施済み
	③ 会計年度任用職員の活用 非常時優先業務に会計年度任用職員を活用する体制について検討する。	継続実施中
	④ 保育所の早期復旧・継続に関する検討 子育て中の職員が非常時優先業務に従事できるよう、保育所が早期復旧又は継続できる体制について検討する。	継続実施中

### ウ 外部組織からの応援に関する課題と対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員だけでは災害対応に限界があることから、支援計画に基づき、外部組織からの応援人員を積極的に受け入れ、適切に配置・運用する必要がある。</li> </ul>	
対策	① 他の自治体等からの外部応援における職員配備体制の構築 非常時優先業務のうち、外部応援を支援対象とした業務について、支援対象業務所管課は応援者が円滑に業務を実施できるよう支援業務の活動場所や活動内容を整理するとともに、職員配備グループ(人事企画室)は、動員に関する手順(支援計画)を整備する。	実施済み
	② 他の自治体等との災害時応援協定の締結の推進 災害時に他の自治体等に応援要請ができるよう災害時の応援協定を積極的に締結する。特に、専門的な知識や技能が必要な業務がある部署については、他の自治体等との協定により専門的な知識や技能を有する人員の確保を図る。	継続実施中
	③ 災害ボランティアの受入体制の整備 高槻市災害ボランティアセンターを開設する高槻市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの受入体制を整備する。	実施済み

## エ 職員の健康管理に関する課題と対策

課題	・大規模地震災害では、長期間に渡る災害対応に伴う職員の心身の不調が懸念され、発災初期の段階から、休息の確保も含めた適切な職員の健康管理を行う必要がある。	
対策	① 災害が長期化した場合の避難所運営体制の構築 災害が長期化した場合に継続的な避難所運営が行えるよう第2方面隊を編成するとともに、他自治体等に迅速な応援要請を行う。	実施済み
	② 職員の健康管理(災害対応時のメンタルヘルスを含む) 職員自身の被災や災害業務への従事等により、肉体的・精神的に過度の負担がかかる職員に対し、定期的に休息をとれる体制を構築の上、心のケアを含めた適切な健康管理を実施するとともに、休憩・食事スペースを確保する。	継続実施中

## (2) 指揮命令系統の確立

指揮命令系統の確立に関しては、下記のア、イの2項目の課題等が考えられる。

### ア 指揮命令系統の確立に関する課題と対策

課題	・本館を含む庁舎の倒壊や、指揮命令者が不在となる可能性がある。 ・各対策部(G)長が参集できない可能性がある。	
対策	① 災害対策本部長の代理者の追加指名 災害対策本部長(市長)の代理者として、耐震性のある総合センター等に執務室がある職員を追加で指名する。	実施済み
	② 各対策部長の代理者の設定 各対策部長が不在の場合の代理者を各対策部(G)のマニュアルにおいて事前に指名する。	継続実施中

表 6-1-1 災害対策本部の指揮命令系統(地域防災計画)

本部長	市長
副本部長	副市長
副本部長付け	教育長、企業管理者

表 6-1-2 本部長に事故等あるときの指揮順位(地域防災計画)

順位	代理者
1	副市長(「副市長の事務分担を定める訓令」に定める危機管理室担当の副市長)
2	副市長(上記以外の副市長)
3	危機管理監
4	市長部局の部長(行政機構の順)

### イ 報道対応に関する課題と対策

課題	・報道関係機関からの問い合わせが集中し、情報収集・共有に遅れが生じるなど、円滑な報道対応が行えない可能性がある。	
対策	① 報道機関からの取材対応や報道機関への情報提供についての対応強化 報道機関からの取材対応など外部への情報提供について、各対策部(G)からの情報集約等のルールを徹底するなど情報提供対応について強化を図る。	継続実施中

## 2 庁舎等の確保に関する課題と対策

### (1) 庁舎等

庁舎等に関しては、下記のア、イの2項目の課題等が考えられる。

#### ア 庁舎等の利用に関する課題と対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有馬高槻断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、利用困難となる可能性がある。</li> <li>・BCP 対象施設において、復旧に時間を要する可能性がある。</li> </ul>	
対策	① 庁舎の耐震改修 「高槻市公共建築物の耐震化基本計画(平成27年3月修正)」に基づき、防災拠点や非常時優先業務を実施する庁舎等の耐震改修を実施する。	実施済み
	② 利用可能な庁舎の把握及び代替庁舎等への機能の移転 地震時には、各庁舎の応急危険度判定及び応急復旧を迅速に実施し、利用可能な庁舎を把握するとともに、利用できなくなった庁舎の機能を他施設等に移転できるように事前に利用可能な施設や会議室を把握(受援計画)する。	実施済み
	③ 庁舎の応急復旧の実施体制の確立 非常時優先業務を実施する庁舎等の使用可否の判断基準や応急復旧の手順について検討し、実施体制を確立する。また、必要に応じて保守事業者と地震発生時の対応について協議を行い、庁舎の早期復旧に向けた体制を整備する。	実施済み

#### イ エレベーターの閉じ込めに関する課題と対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震災害時には、庁舎施設のエレベーターにおいて閉じ込めが発生する可能性がある。</li> </ul>	
対策	① 庁舎等のエレベーター閉じ込め時の対応についての検討 庁舎等に設置されているエレベーターが地震や停電等で職員や来庁者が閉じ込められた際の対応について検討を行う。	実施済み

## (2) 電力等

電力等に関しては、下記のア～ウの3項目の課題等が考えられる。

### ア 電力の確保に関する課題と対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震等により停電が発生することが予想され、電力の復旧に相当時間を要する可能性がある。</li> <li>・重要となる施設で、非常用電源及びその燃料を確保する必要がある。</li> </ul>	
対策	① 非常用電源の確保 停電発生時でも最低限必要な電力を確保するため、非常用電源を確保するとともに、その燃料を備蓄する。	実施済み
	② 電力設備の優先的な復旧の要請 電力事業者に対して、事前に定められた復旧順位に基づき、電力設備の優先的な復旧を要請する。	継続実施中
	③ 発電機のレンタルや非常用電源の燃料供給に関する協定の締結 災害時の発電機のレンタルや、非常用電源の燃料供給に関する協定の締結について検討する。	実施済み
	④ 電気自動車等の導入 停電時の非常電源を確保するため、公用車への電気自動車等の導入について検討する。	継続実施中

### イ 電力の利用に関する課題と対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源の燃料には限りがあるため、電力消費量を抑制する必要がある。</li> <li>・非常用電源が確保されている施設において、非常用電源から電力供給を受けられる設備等を識別する必要がある。</li> </ul>	
対策	① 電力消費量抑制の徹底 災害時における電力の消費量を抑制し、有効利用するため、平時から不要照明の消灯等を徹底するほか、ランタンや懐中電灯等の備品を整備する。	継続実施中
	② 非常用電源から電力供給を受けられるコンセントの識別 非常用電源から電力供給を受けられる設備を特定する。	実施済み

### ウ 電力が確保できない場合の課題と対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停電によりパソコンやシステム等が利用できない場合、非常時優先業務実施が困難となる可能性がある。</li> </ul>	
対策	① 停電時の業務継続方法の検討 停電によりパソコンやシステム等が使用できない場合でも可能な限り非常時優先業務を実施できるよう、あらかじめ業務マニュアルや申請書を印刷しておくことや外部サーバー等に保存するなど対策を行う。	継続実施中

### (3) 電話・通信等

電話・通信等に関しては、下記のア～ウの3項目の課題等が考えられる。

#### ア 電話・通信手段の確保に関する課題と対策

課題	・電話交換機の転倒防止対策など不通防止対策を実施する必要がある。	
対策	① 通信環境の優先的な復旧等の要請 通信事業者に対して、電話等の通信環境の優先的な復旧を要請する。また、避難所等に特設公衆電話の事前設置等を行う。	実施済み
	② 災害時優先電話の確保 災害時優先電話を確保する。	実施済み

#### イ 電話・通信機器の利用に関する課題と対策

課題	・大規模地震等発生時には、設備故障による電話の不通が発生することや、輻輳により電話が繋がりにくくなることが予想され、電話の復旧に相当時間を要する可能性がある。	
対策	① 災害時優先電話の識別と有効活用 災害時優先電話を有効活用するために、災害時には原則として発信用として使用し、受信では使用しない。	実施済み
	② 大阪府防災行政無線電話の活用 大阪府等との連絡は、平常時から大阪府防災行政無線電話を活用する。	継続実施中

#### ウ 情報の収集・発信に関する課題と対策

課題	・災害対策本部と避難所等の現場間の連絡については、電話や防災行政無線による伝達には限界があり、災害対策本部会議資料等の情報共有や、同時に複数の現場に指示を行う又は複数の現場から並行して報告を受けるための手法を検討する必要がある。	
対策	① 情報収集・共有体制の整備 避難所からの情報収集や、災害対策本部と避難所との情報共有体制の整備を図るため、情報システムの導入や運用体制の整備を図る。	実施済み
	② 市民への複数手段による円滑な情報提供、情報発信手段の確保 市民に対して円滑に情報提供や情報発信を行えるよう SNS 等を活用する。	実施済み



#### (4)防災行政無線

防災行政無線に関しては、下記のア、イの2項目の課題等が考えられる。

##### ア 防災行政無線の確保に関する課題と対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震等により停電が発生することが予想され、電力の復旧に相当時間を要する可能性がある。</li> <li>・重要となる施設で、非常用電源及びその燃料を確保する必要がある。</li> </ul>	
対策	① 防災行政無線拡声子局・移動局の予備電源の確保 防災行政無線の子局の予備バッテリーの確保や、移動局のバッテリーの適切な管理を行う。	実施済み

##### イ 防災行政無線の利用に関する課題と対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線の操作方法を習得する必要がある。</li> </ul>	
対策	① 防災行政無線の操作法の周知 防災行政無線を使用した訓練等を通じて操作法を周知し、本部事務局や方面隊等の職員が使用できるようにする。	継続実施中

#### (5)情報システム

情報システムに関しては、下記のア、イの2項目の課題等が考えられる。

##### ア 情報システムの維持・復旧に関する課題と対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IT部門に係る業務継続計画を策定する必要がある。</li> <li>・重要システムのバックアップデータを用いた復旧作業について、保守事業者が対応するものも含めて、復旧手順のマニュアルを整備する必要がある。</li> <li>・各所属において管理するパソコン等については、転倒防止対策を実施する必要がある。</li> </ul>	
対策	① システムの設備の保守・点検業者の災害に対する協力 設備の保守点検業者との契約において、災害時における対応や市への協力を仕様書等に明記するなど、協力体制を検討する。	実施済み
	② システムのクラウド化の推進及び外部データセンターの活用 重要システムの早期復旧のため、システムのクラウド化の推進及び外部データセンターの活用について検討する。	実施済み
	③ 庁内ネットワークの早期復旧 庁内ネットワークの被災状況を迅速に確認・把握し、不具合箇所の早期復旧に努められるよう検討する。	実施済み
	④ 各所属において管理するパソコン等の転倒防止対策の実施 各所属において管理するパソコン等の転倒防止対策を実施する。。	継続実施中

##### イ 情報システムが利用できない場合の課題と対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要システムの耐震対策及び重要データのバックアップ等は実施されているものの、被災により破損し使用できなくなる可能性がある。</li> <li>・重要システムのバックアップデータを用いた復旧作業について、職員で対応可能なものと保守事業者が対応するものがあり、特に保守事業者が対応する場合は復旧までに相当時間を要する可能性がある。</li> <li>・庁内ネットワークが被災し、機器の破損や断線等により使用できなくなる可能性がある。</li> </ul>	
対策	① 重要システムが使用できない場合の業務継続方法の検討 被災により行政ネットワーク等の重要システムが使用できない場合でも可能な限り非常時優先業務を遂行できるよう、各部署において重要なデータのバックアップを定期的実施することや、紙文書としての保存等について検討する。	継続実施中

## (6) 執務環境

執務環境に関しては、下記のアの1項目の課題等が考えられる。

### ア 執務環境の確保に関する課題と対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャビネット等の転倒防止対策を実施する必要がある。</li> <li>・机上等の書類が散乱し通路が確保できないことや、書類等が紛失・欠損する可能性がある。</li> </ul>	
対策	①キャビネット等の転倒防止対策の実施 キャビネット等の転倒防止対策を実施する。	実施済み
	② 平常時から机上の整理整頓の実施 平常時から机上や棚上に書類等を極力置かず整理整頓を行い、執務室の通路への散乱を最小限にするとともに、書類等の紛失や欠損を防ぐ。	継続実施中

## (7) トイレ

トイレに関しては、下記のアの1項目の課題等が考えられる。

### ア トイレの確保に関する課題と対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震等により、断水や停電、設備が損傷し、トイレが相当時間使用困難になる可能性がある。</li> <li>・災害時の職員用のトイレ対策として、マンホールトイレの整備や簡易トイレの備蓄を行う必要がある。</li> </ul>	
対策	① 災害用トイレの整備や確保 災害用トイレとして、マンホールトイレ等の整備や、簡易トイレ等の備蓄、仮設トイレの調達を図る。	継続実施中
	② 仮設トイレ等の確保に関する協定の締結についての検討 リース事業者等との優先的な仮設トイレ等の供給に関する協定の締結について検討する。	実施済み

## (8) 食料・飲料水

食料・飲料水に関しては、下記のアの1項目の課題等が考えられる。

### ア 食料・飲料水の確保に関する課題と対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務する職員の食料や飲料水を確保する必要がある。</li> </ul>	
対策	① 職員用の食料や飲料水等の備蓄 職員用の食料や飲料水等の確保に関する検討を行い、必要に応じて食料・飲料水等を備蓄する。	継続実施中
	② 協定に基づく食料等の要請 災害時の食料等の供給に関する協定を締結した業者に対して、協定に基づいた食料等の供給を要請する。	継続実施中
	③ 災害時における家庭での食料や飲料水等の個人備蓄 各職員が災害時に備えて食料、飲料水等を自宅及び職場に個人で備蓄を行う。	継続実施中

## (9) 公用車等

公用車等に関しては、下記のアの1項目の課題等が考えられる。

### ア 移動手段の確保に関する課題と対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震等に伴う応急業務の発生により、公用車の利用が増加することから、車両を確保する必要がある。</li> <li>・駐車場の被災等により公用車の使用や応援者車両の駐車が困難となる可能性がある。</li> <li>・大規模地震等には公用車の燃料が、ガソリンスタンドで給油できない可能性がある。</li> </ul>	
対策	① 公用車や応援者車両の駐車場の確保 駐車場の耐震化や災害時の公用車等の駐車場の移転先について検討する。	実施済み
	② 公用車の燃料の確保 公用車の燃料が速やかに確保される手法について検討する。また、燃料補給に関する協定の締結について検討する。	継続実施中
	③ 市営バスの有効活用 市営バスを利用した人員や物資等の配送体制について検討し、整備を図る。	実施済み
	④ 自転車・バイクの活用 道路被害や建物被害によって、公用車が活用できない箇所等において、被災地までの交通手段として自転車やバイクを活用するとともに、レンタル事業者等との災害時の優先的なレンタルに関する協定の締結などを検討する。	実施済み

### 3 業務継続における対策のまとめ

業務継続における対策項目の一覧と対策状況について表6-3-1に整理する。継続実施中の内容については、引き続き対策を講じるとともに、進捗状況の把握及び管理を行い、業務継続体制の向上を図るものとする。

表6-3-1(1) 業務継続における対策項目の一覧(1/3)

〔 1 職員の確保等に関する対策 〕

大分類	中分類	対策項目	対策状況
1 職員の確保等に関する対策	(1)職員の確保	ア 迅速な庁内体制の確立及び防災意識	
		① 職員の安否確認体制の確立	継続実施中
		② 自主参集基準等の周知	継続実施中
		③ 緊急参集・情報伝達訓練の実施	継続実施中
		④ 家庭での防災対策の実施	継続実施中
		⑤ 被災自治体への積極的な職員の災害派遣の実施	継続実施中
		イ 庁内職員の弾力的かつ効率的な職員確保	
		① 庁内動員における職員配備体制の構築	実施済み
		② 災害時における部局横断的なプロジェクトチーム設置の位置付け	実施済み
		③ 会計年度任用職員の活用	継続実施中
		④ 保育所の早期復旧・継続に関する検討	継続実施中
		ウ 外部組織からの応援	
		① 他の自治体等からの外部応援における職員配備体制の構築	実施済み
		② 他の自治体等との災害時応援協定の締結の推進	継続実施中
		③ 災害ボランティアの受入れ体制の整備	実施済み
	エ 職員の健康管理		
	① 災害が長期化した場合の避難所運営体制の構築	実施済み	
	② 職員の健康管理(災害対応時のメンタルヘルスを含む)	継続実施中	
	(2)指揮命令系統の確立	ア 指揮命令系統の確立	
		① 災害対策本部長の代理者の追加指名	実施済み
② 各対策部長の代理者の設定		継続実施中	
イ 報道対応			
① 報道機関からの取材対応や報道機関への情報提供についての対応の強化	継続実施中		

表 6-3-1(2) 業務継続における対策項目の一覧(2/3)

〔 2 庁舎等の確保に関する対策 〕

大分類	中分類	対策項目	対策状況
2 庁舎等の確保に関する対策	(1) 庁舎等	ア 庁舎等の利用	
		① 庁舎の耐震改修	実施済み
		② 利用可能な庁舎の把握及び代替庁舎等への機能の移転	実施済み
		③ 庁舎の応急復旧の実施体制の確立	実施済み
		イ エレベーターの閉じ込め	
	① 庁舎等のエレベーター閉じ込め時の対応についての検討	実施済み	
	(2) 電力等	ア 電力の確保	
		① 非常用電源の確保	実施済み
		② 電力設備の優先的な復旧の要請	継続実施中
		③ 発電機のレンタルや非常用電源の燃料供給に関する協定の締結	実施済み
		④ 電気自動車の導入	継続実施中
		イ 電力の利用	
		① 電力消費量抑制の徹底	継続実施中
		② 非常用電源から電力供給を受けられるコンセントの識別	実施済み
	ウ 電力が確保できない場合		
	① 停電時の業務継続方法の検討	継続実施中	
	(3) 電話・通信等	ア 電話・通信手段の確保	
		① 通信環境の優先的な復旧等の要請	実施済み
		② 災害時優先電話の確保	実施済み
		イ 電話・通信機器の利用	
		① 災害時優先電話の識別と有効活用	実施済み
		② 大阪府防災行政無線電話の活用	継続実施中
		ウ 情報の収集・発信	
① 情報収集・共有体制の整備	実施済み		
② 市民への複数手段による円滑な情報提供、情報発信手段の確保	実施済み		
(4) 防災行政無線	ア 防災行政無線の確保		
	① 防災行政無線の子局・移動局の予備電源の確保	実施済み	
	イ 防災行政無線の利用		
① 防災行政無線の操作法の周知	継続実施中		
(5) 情報システム	ア 情報システムの維持・復旧		
	① システムの設備の保守・点検業者の災害に対する協力	実施済み	
	② システムのクラウド化の推進及び外部データセンターの活用	実施済み	
	③ 庁内ネットワークの早期復旧	実施済み	
	④ 各所属において管理するパソコン等の転倒防止対策の実施	継続実施中	
	イ 情報システムが利用できない場合		
① 重要システムが使用できない場合の業務継続方法の検討	継続実施中		

表 6-3-1(3) 業務継続における対策項目の一覧(3/3)

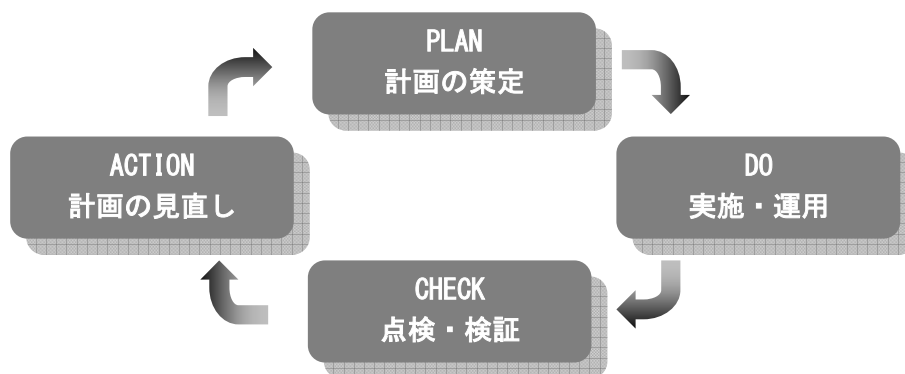
〔 2 庁舎等の確保に関する対策 〕

大分類	中分類	対策項目	対策状況
2 庁舎等の確保に関する対策	(6)執務環境	ア 執務環境の確保	
		① キャビネット等の転倒防止対策の実施	実施済み
		② 平常時から机上の整理整頓の実施	継続実施中
	(7)トイレ	ア トイレの確保	
		① 災害用トイレの整備や確保	継続実施中
		② 仮設トイレ等の確保に関する協定の締結についての検討	実施済み
	(8)食料・飲料水	ア 食料・飲料水の確保	
		① 職員用の食料や飲料水等の備蓄	継続実施中
		② 協定に基づく食料等の要請	継続実施中
		③ 災害時における家庭での食料や飲料水等の個人備蓄	継続実施中
	(9)公用車等	ア 移動手段の確保	
		① 公用車や応援者車両の駐車場の確保	実施済み
		② 公用車の燃料の確保	継続実施中
		③ 市営バスの有効活用	実施済み
④ 自転車・バイクの活用		実施済み	

## 第7章 業務継続体制の向上

### 1 PDCA サイクルによる業務継続体制の向上

本計画に基づき非常時優先業務を円滑に遂行するために、PDCA サイクルを通じて、本計画を適宜見直し、業務継続体制の向上を図る。



#### (1) Plan(計画の策定)

本計画の策定後も必要に応じて見直しを行い、計画の修正を行う。なお、修正の際は、以下の状況を踏まえて行うものとする。

- ① 本市の防災体制への影響が考えられる地震被害想定を更新又は新たな実施
- ② 地域防災計画をはじめとする関連計画及びマニュアルとの整合
- ③ 事務事業又は事務分掌の見直し
- ④ 機構改革や大規模な人事異動
- ⑤ 訓練や実際の災害対応において明らかとなった課題

#### (2) Do(実行・運用)

##### ① 業務継続計画の周知や防災意識の向上

本計画に基づき非常時優先業務を円滑に実施するためには、全庁的な対応が必要であり、全職員が業務継続の重要性や各自の役割を理解する必要があることから、本計画の周知や防災意識の向上を図るため、各対策部(G)において職員への研修や組織間の情報共有等を行う。

##### ② 対策部(G)マニュアル等の更新

本計画を踏まえ、各対策部(G)において作成するマニュアル等の内容と整合を図り、非常時優先業務の円滑な実施を図る。

##### ③ 課題を踏まえた対策の実施

本計画において明らかとなった課題への対策について実施について前向きに検討し、業務継続体制の向上を図る。

#### ④ 訓練の実施等

本計画の有効性・妥当性の検証を行うための訓練等を実施する。

##### (3) Check(点検・検証)

訓練等の実施や、実際の災害対応等を通じて、計画の実効性・妥当性の検証を行うとともに、新たな課題の抽出等を図る。点検の結果は、組織全体での共通認識を持つため速やかに報告する。

##### (4) Action(計画の見直し・改善)

課題に対する対策について検討するとともに、適宜計画の見直しを行う。見直しにあたっては、各対策部(G)が主体的に関与し、継続的改善を組織として確実に実施する。

## 2 計画の推進体制

---

本計画の策定及び推進にあたっては、市全体の非常時優先業務の選定のほか、職員、庁舎等の様々な資源について把握・分析する必要があるため、防災対策官会議等で実施状況を定期的に確認しながら、本計画の推進及び効果的な運用を図る。

なお、発災時に的確に業務継続を図るためには、本計画の内容について職員等が理解し、さらに各部局が発災時に主体的に行動できるよう防災に対する当事者意識の喚起と対応能力の向上を図ることが重要である。